

平成 24 年度林野庁補助事業
平成 24 年度地域材供給倍増事業

平成 24 年度
合法木材証明のモニタリング等
に関する報告書

平成 25 年 3 月

財団法人 林業経済研究所

はじめに

本調査報告は、平成 24 年度林野庁補助事業である地域材供給倍増事業のうち、「木材のトレーサビリティの確保」の調査結果を取りまとめたものである。

本調査の目的は、一つには、合法木材の認定団体及び認定事業者の活動状況を把握分析し、合法木材推進活動の段階的改善に寄与するとともに、その結果を適宜公表し、合法木材供給システム全体の信頼性、透明性の確保に資することであり、I 章「合法木材認定事業者ヒアリング調査結果」及び II 章「合法木材認定事業者ヒアリング調査結果」は認定団体、認定事業者の協力を得て実施した。

もう一つの目的は、次のようなものである。木材部門においても環境に配慮した様々な認証・認定制度が活動している中で、合法木材推進活動においても信頼性・透明性の確保・向上がこれまで以上に必要になってきている。

また、これを担保するための認定団体及び認定事業者による自主的モニタリングの実施が欠かせないものになってきている。このような状況に対応するため、本調査においては III 章「合法木材の自主的モニタリング実施体制の検討」において、認定団体が主体となって実施する新たな自主的モニタリングの実施体制について検討を行い、今後の方向に向けての提言を行った。

この報告書が、信頼性、透明性の確保など合法木材供給活動の今後の発展にとって、いづらかでも寄与することができれば幸いである。

なお、この調査は以下のメンバーによって実施したことを付記しておきたい。

立花 敏	筑波大学大学院准教授	I 章、II 章担当
根本昌彦	鳥取環境大学教授	I 章、II 章担当
渡辺昭治	南九州大学教授	I 章、II 章担当
荒谷明日兒	林業経済研究所理事長（事務局兼務）	I 章、II 章、III 章担当

平成 25 年 3 月

財団法人 林業経済研究所
理事長 荒谷明日兒

目 次

はじめに

I．合法木材認定団体ヒアリング調査結果

- 1．趣旨と概要
- 2．調査結果

II．合法木材認定事業者ヒアリング調査結果

- 1．趣旨と概要
- 2．調査結果

III．合法木材の自主的モニタリング実施体制の検討

- 1．検討の経過
- 2．自主的モニタリング実施体制（案）の検討
- 3．自主的モニタリング実施体制（案）に対する専門委員会の意見
- 4．自主的モニタリングに対する認定団体の主な意見
- 5．自主的モニタリング実施に向けての提言

IV．まとめ

I. 合法木材認定団体ヒアリング調査結果

1. 趣旨と概要

(1) 趣旨

合法木材供給認定事業者認定団体の活動実態をより具体的に把握するとともに、今後の認定団体の活動の透明性・信頼性をさらに向上させるために、認定団体を対象としたヒアリングを実施した。

(2) 調査の対象と実施方法

今回のヒアリングの対象となった認定団体は、全て県木連関係の認定団体で合計7団体であった。調査は平成25年1月から3月初旬にかけて、林業経済研究所からの調査員の訪問によって行った。

(3) ヒアリングの内容

- 1) 認定団体の事務局体制
- 2) 審査委員会と事業者の認定
- 3) 認定事業者の活動実態の把握
- 4) 立入検査規定の整備と立入検査の実施
- 5) 認定団体研修への参加
- 6) 認定事業者研修の開催
- 7) 情報公開の状況
- 8) 普及活動の状況

2. 調査結果

(1) 認定団体の事務局体制

今回調査対象となった認定団体である県木連事務局の人的体制は、常勤役員と非常勤職員を含めて2～5人（平均2.7人）となっている。また、これら県木連では県木連本来の業務の他にも、各種の認定事業や委託事業などを実施しており、基本的に人員不足の状況にあるのが実態である。このため1人でいくつもの事業を実施しており、合法木材関連の事業を担当する人員も、1人から多くて3名（平均1.7人）となっている。また、複数人で担当している場合も中心となるのは1人（それも他の仕事を担当してる）で、他は少しずつ分担というかたちになっている。

事務局役員数の最も多い団体G（常勤2名、非常勤3名）においても、平成25年度には非常勤職員が現状の3名から1名に削減されることになっている。

このように認定団体における人的体制の弱さは、財政基盤の弱さとも相俟って、認定事業者の現場における日常活動に対する指導に十分な力を注げないといった面で、合法木材推進活動にとっての弱点になっていることは、従来のアンケート調査、ヒアリング調査からも見て取れる。

表 I - 1 合法木材関連の事務局体制

	認定団体 職員数	うち合法 木材関係	備 考
A	常勤2	常勤2名	非常勤職員はいない。常勤2名でJAS関係の仕事も 行っている。
B	常勤3名、非常勤2名	常勤1名	当初は専務理事が担当。当時サポート役だった人が 現在担当している。
C	常勤2名	常勤2名	副理事長が主として担当し、女性職員が事務的に サポートしている。 25年度に副理事長が退任するため、現在は後任者も サポートしている。
D	4名	1名 + α	本来の仕事以外に様々な団体の事務局も担当して いるため、各種認定事業、委託事業など仕事が多い。 前任の専務理事が急逝したため、引継が十分出来て いないところに問題がある。
E	3名	3名	中心となるのは専務理事だが、他の人も少しずつ分担 している。
F	常勤3名	常勤2名	専務理事と事務職員とで実施している。
G	常勤2名、非常勤3名	常勤1名	現状では非常勤が3名であるが、25年度は1名になる 予定である。

(2) 審査委員会と認定事業者の認定

1) 審査委員会の設置

審査委員会の設置は「認定要領」(ひな形)において定められており、今回ヒアリングの対象となった認定団体では、全て審査委員会は設置され、審査委員数としては概ね5名前後である。

各団体の状況は次のとおりである。

- 「県木連の理事、副理事(3名)、専務理事5名で構成している」
(団体A)
- 「県地域温暖化防止活動センター防止センター長(委員長)、森林管理署、県農林水産部次長、県木連副会長、県木連理事で構成されており、委員長を第3者と考えている」(団体B)
- 「県木連の理事、監事の計10名で構成されている」(団体C)
- 「審査委員会は県木連の会長・副会長(6名)会議のメンバーに専務理事を加えている」(団体D)
- 「県木協の3つの専門部会(素材生産、製材、木材業)の部会長を委員としている」(団体E)
- 「審査委員会メンバーは県木連会長、副会長(3名)理事(3名)によっている」(団体F)
- 「県木協の会長、副会長、理事(2名)の4名で構成されている」
(団体G)

2) 第3者委員の選任

第3者委員が選任されているのは7団体のうち団体Bだけであった。ここでは県の地域温暖化防止活動推進センター長を第3者として位置づけ、審査委員長としている。

他の団体で第3者委員を選任していない理由としては、

- 「必要性が認められない」(団体C、D)
- 「討議の内容が専門的すぎる」(団体E)
- 「委員の選定、日程の設定などが煩雑になるし、委員謝金が増える」
(団体F)
- 「内部だけの方がやりやすいが、必要があれば検討する」(団体G)
- 「当初に、なぜ含めなかったのか不明」(団体A)

などがある。

ちなみに、昨年度のヒアリングでも第3者委員を選任していたのは11認定団体のうち1認定団体に過ぎなかった。また、昨年度のヒアリングで、選

任しない理由としてあげられていた理由としては、

○「利益誘導するような審査でもないので、第3者委員の選任は重視していない」

○「第3者が入らない方が動きやすい」

といったものがあった。

認定審査の信頼性・透明性を確保・向上させるための1つの手段として、第3者委員の選任は検討に値すると考えられるし、木材業界だけでなく、建築業界など他の業界、さらには一般消費者などに対して合法木材推進活動を拡大していく場合、様々な点で協力を得られるのではないかと考えられる。

表 I - 2 審査委員会の設置と第3者委員の選任

	審査委員会の設置	第3者委員の選任の選任	備考
A	○	×	審査委員会は理事長、副理事長(3名)、専務理事の5名で構成されている。 第3者を含めなかった理由は不明。
B	○	○	審査委員会は県地域温暖化防止活動推進センター長(委員長)のほか、森林管理署、県農林水産部次長、県木連副会長、県木連理事で構成されている。 委員長を第3者として位置づけている。
C	○	×	認定団体の役員など10名で構成している。 第3者は含めないが、これは会合の頻度が多いため、なるべく内部で行おうという考えによる。
D	○	×	会長・副会長会議を審査委員会としている。 第3者を含めないのはその必要性がないことによる。
E	○	×	審査委員会は木連内部の専門部会委員長によって構成される。 第3者を含めないのは、内容が専門的過ぎることによる。
F	○	×	審査委員会は会長、副会長(3名)、理事(3名)で構成される。 第3者が含まれないのは、委員の選定、日程設定が煩雑になること、委員謝金などがますことによる。
G	○	×	審査委員会は会長、副会長、理事(2名)で構成される。 第3者が含まれないのは、内部委員だけの方がやりやすいこと理由だが、必要であれば検討する。

3) 審査委員会の開催方法と開催頻度

審査委員会の開催方法は「面談・持ち回り併用」とするところ4団体、「面談方式」2団体、「持ち回り方式」1団体となった。当初は「面談方式」であったところも、申請数が落ち着いてきたこともあって、近年はメールによるものも含めて、「面談・持ち回り併用」への移行が進んでいるようである。昨年度のヒアリングの結果を見ると、11団体のうち「面談方式」は7団体、「持ち回り方式」3団体、「面談・持ち回り併用」1団体であり、「面談方式」が多く今回とは傾向が違っていた。

今回のヒアリングでの主な意見は次のとおりである。

- 「対面方式での審査委員会を開催しないのは、理事長、副理事長の事業所が県内に分散していること。手弁当で集まってもらうため、経済的負担をなるべくかけないようにすることなどによる。但し、申請書類はあらかじめ事務局でチェックして郵送するので、問題は起きておらず、対面での審査委員会を開くまでもないと考えている」(団体 A)
- 「当初は3カ月に1度のペースで対面での審査委員会を開催していたが、最近では申請数も落ち着き、申請があった都度に行っている。また都合のつかない時は持ち回りにしている」(団体 B)
- 「当初から開催頻度は多く、年に5回程度対面方式で開催している。この他、緊急を要する案件があった場合は郵送・メールによる回り持ち方式をとっている」(団体 C)

表 I - 3 審査委員会の開催と開催頻度

	開催方式	開催頻度	備考
A	持ち回り方式	適宜	当初は、面談方式も採用していたが、最近では持ち回りになっている。理事長、副理事長の事業所が広範囲に存在しているとともに、それぞれ多忙なこと、また交通費は自己負担になることから、前もって事務局が書類をチェックし、郵送している。
B	面談方式	適宜	当初はほぼ3ヶ月ごとに行っていたが、申請数が落ち着いたことから、最近では申請の都度開催し、都合のつかない時は持ち回りにしている。
C	面談・持回り併用	5回/年	面談方式で5回程度その他、急を要する時には郵送などによる持ち回り方式によっている。
D	面談・持回り併用	適宜	申請件数が1件といった場合は、持ち回りによっている。
E	面談・持回り併用	適宜	申請件数が1件といった場合は、メールによって行い、近年はその傾向が強まっている。
F	面談方式	4~5回/年	組合長会議にあわせて、定例的に開催している。
G	面談・持回り併用	4回/年	年4回の理事会に合わせて開催するが、急を要するときはメールで対応している。

(3) 認定事業者の活動実態の把握

認定事業者の活動実態の把握については、これまで全国木材組合連合会及び林業経済研究所による認定事業者モニタリングを実施したことがあるのは7団体のうち5団体であった。ちなみに昨年度のヒアリング結果では11団体のうち2団体が認定事業者モニタリングを実施していた。

この全国木材組合連合会及び林業経済研究所による認定事業者モニタリング以外に認定事業者の活動実態を把握する方法として、認定団体独自の取組みでモニタリングを実施しているのが団体Cである。

ここでは、当初約90あった認定事業者に対し、認定期間のうち1回は現場でのヒアリングを実施するとの計画のもとに、毎年、計画を立てて認定団体役員による「現場検査」を行ってきた。しかし、近年、認定事業者の数が

増えているため、当初考えていた周期で実施することが困難になってきている。

活動実態を把握する方法として多いのは、「他の要件で認定事業者のところを訪問した際に情報を収集してくると」というもので、7団体中4団体となった。なお、昨年度ヒアリングでは11団体中3団体という結果であった。

事業者訪問に関する今年度のヒアリングでの意見としては、次のようなものがある。

- 「供給相手から要求がないので合法木材を出荷していないという認定事業者が大部分であるため、このためだけに訪問することは難しい。但し、研修会の時に実績のあるところから納品書をもらうなどして実態を把握している」（団体 A）
- 「合法木材取扱実績報告書の提出を依頼する時に情報収集や指導を行っている」（団体 B、D）
- 「公共工事発注時の合法木材証明等についての質問がある時などに、情報収集をしている」（団体 G）

ちなみに、昨年度は「何も問題がないのに認定事業者を訪問するのは不自然だ」といった意見も出されていた。

研修会やその他会議の際に情報収集を行うという方法もあるが、現場でのヒアリングに比べ、「現場検査」ということからすると、効果は格段に小さくなる。認定事業者の活動実態の把握は、合法木材推進活動の信頼性・透明性を確保し、さらに向上させていくうえで不可欠なものであるが、一部を除いて、全体的にはあまり積極的な行動はとられていないと見ることができる。この原因が先に記した事務局の人員不足、財源不足にあることはいうまでもない。

表 I - 4 認定事業者の活動実態の把握

	モニタリングの実施	事業者訪問	その他	備考
A	○	○	○	平成22年度に3事業者に対しモニタリングを実施した。木質バイオマス関連についてもヒアリングを行うとともに、書類作成の指導をしている。合法木材単独での事業体訪問による情報収集ではなく、他の用務で訪問した際に情報収集を行っている。研修会に際し、取扱実績のある事業者から納品書を送付してもらい、チェックしている。
B	○	○	○	平成20年に2～3件、平成22年に2件に対しモニタリングを行った。他の用務で訪問した際、また、取扱実績報告書の提出依頼の際に情報収集や指導を行っている。
C	○	○	×	認定期間中に1度は各事業者の訪問検査ができるよう、毎年、計画的に事業者を訪問している。
D	○	×	○	平成23年度の6件に対しモニタリングを行った。取扱実績報告の際に情報収集を行っている。
E	×	○	×	他の要件で訪問した際に話を聞く程度であるが、全ての認定事業者から聞いているわけではない。
F	×	○	×	JAS関連での訪問の際に聞き取りを行っている。
G	○	×	○	平成23年度に4事業者を対象にモニタリングを実施した。質問があるときに情報収集を行う。

(4) 立入検査の実態

立入検査に関する規定については、全ての認定団体において整備されていたが、立入検査を実際に実施したのは団体 A だけであった。しかし、団体 C が毎年実施している事業者訪問もこれに該当すると考えられる。団体 A では、平成 24 年度において、木質バイオマス関係の書類に不備のあった認定事業者があり、立入検査を実施することで指導を行ったとしている。

ちなみに昨年度は、11 認定団体のうち立入検査規定が整備されていたのは 9 認定団体で、立入検査の実績のあったのは今回と同様、1 団体にすぎなかった。

立入検査については、今後の対応も含めて次のような意見があった。

- 「状況によって実施する」(団体 B)
- 「外部からの批判や苦情には役員会として対応し、必要があれば立入検査も実施することになっている」(団体 C)
- 「必要性を感じていない」(団体 D)
- 「立入検査の必要性は認識しているが、そこまで手が回らない」
(団体 G)
- 「バイオマス発電のパークの扱いが難しく、今後はその取扱いの確認に現場へ行く必要が出てくる。また、木材利用ポイントに合法木材も適応になるので、書類に不備がないよう指導することが必要になる」(団体 A)

○「県木連の仕事での優先順位を考え、状況により実施する。認定事業者との信頼関係が一番で、現状ではうまくいっている。伐採届の提出や伐採がきちっと行われているかの確認が重要だが、山土場まで行って確認するには人間的に難しい。また、南洋材や北洋材のように違法伐採のリスクの高いものと国産材を同じように扱っていいのかという疑問もある」(団体 B)

○「地区組合長に任せてあり、それを信頼している」(団体 G)

なお、昨年度は「規定はあるが使ったことはない。認定団体としては認定事業者による活動がルールに適合しているかどうかを判断して認定している。このため、個々の製品が合法であるかの責任は当然、個々の認定事業者が負うべきものである」といった意見もあげられていた。

従来実施してきた認定団体アンケート及び認定団体ヒアリングにおいても、立入検査については「規定は整備されているが、実際に実施したことがない」というのが大勢であった。しかし、本来であれば、立入検査は認定事業者の活動状況の把握と対になって動くべきものであり、認定団体の責任において適宜実施されるべきものであると考えられる。

しかし、現状においては、それを適宜実施するだけの人的、また経済的条件が認定団体に備わっていないことから、今後は最低限の頻度ではあっても、信頼性・透明性を確保・向上させていく観点から、「現場検査」の実施に向けて努力していくことが必要である。

表 I - 5 立入検査規定の有無と立入検査の実施

	規定の整備	立入検査の実施	問題発生の有無	今後の実施	備考
A	○	○	○	○	今年度、バイオマス関連で書類の不備が見つかり、指導の際に実施した。
B	○	×	×	○	状況によって実施する。
C	○	○	×	×	毎年、計画的に行っている事業者訪問が立入検査に該当するとも考えられる。
D	○	×	×	×	規定の中に立入検査の条項はあるが、これまで実施したことはなく、必要性も感じていない。
E	○	×	×	×	規定の中に立入検査の条項はあるが、これまで実施したことはない。
F	○	×	×	×	地区組合長に任せ、信頼している。
G	○	×	×	×	立入検査の必要性は認識しているが、人員不足で手が回らない。

(5) 認定団体研修への参加状況

全国木材組合連合会が毎年開催している認定団体研修への参加については、各認定団体とも毎年参加している。

また、この認定団体研修の結果・内容を認定事業者の指導にどのように反映させているかについては、

- 「認定事業者研修のテキスト作りに反映させている」(団体 A、C、G)
- 「重要な点があれば地区協議会で紹介したり、パンフレットとして配布している。今後は会報にも掲載したい。また、新規認定取得者に対する説明に使っている」(団体 B)
- 「組合長会議などで紹介している」(団体 F)
- 「認定団体研修の内容を認定事業者レベルに伝えようと思っても、伝えるにくいし、認定事業者研修に反映できるような内容でもない」(団体 D)
- 「現状では認定団体研修の内容を、傘下の認定事業者教育に反映させるようなことはしていない」(団体 E)

などの例があげられた。

「認定事業者研修のテキスト作りに反映させている」といったように認定団体研修の結果を積極的に反映させようとしている団体は、今回調査対象となった事業者の半数程度にすぎない。

本来であれば認定団体研修で指摘された注意点や、合法木材推進活動における新しい動きなどに関しては、認定事業者に対して徹底さすべきものと考えられるが、現実にはまだそうなっていない。今後、このような方向へ動くことが望まれるが、そのためには認定事業者にとって必要な情報を認定団体研修のテーマとして取り上げていく必要がある。

なお、今後への要望として、

- 「合法木材の認知度の向上と利用増加のためには団体研修の継続が必要であり、特に木材利用ポイントなど新しい制度に関する説明、また、その制度と合法木材との関係の説明が必要である。また、TPPとの関わりなどホットな動きに関する講演なども必要ではないか。さらに、地域性を生かす企画があってもよい。先行する優良事例が紹介されると、他の認定事業者にとっても参考になる」(団体 A)
- 「合法木材取引で受注や収益が増えた事例など実益につながるものがあれば、合法木材の意義を一層明示できると思われる」(団体 B)
- 「認定事業者が日常の現場で参考になるような事柄、分別管理や文書管理のやり方などの具体的事例といった実務レベルでの内容のものがほしい」(団体 C)
- 「もう少し噛み砕いて一般の人にもわかるような内容がほしいし、現場

で使えるような内容にしてほしい」(団体 D) などがあげられており、認定事業者の日常活動に対して役立つような内容を望む傾向が強い。このような傾向は昨年度のヒアリングにおいても明らかになっており、早急な対応が望まれる。

また、昨年度は団体研修の内容の活用に関して、「参加者の勉強の範囲を出ていない」との意見があった。今年度においては、このような意見は出されていないが、全体的に同様な傾向はあると考えられる。この改善には前述したような研修内容の再検討も不可欠であると考えられる。

表 I - 6 団体研修への参加

	毎回参加	何回か参加	参加したことなし	備 考
A	○	×	×	今年度は2人参加。1人は新任だったので勉強になった。
B	○	×	×	毎年、専務理事が参加。担当が参加したことはない。
C	○	×	×	毎年副理事長が参加しており、事務担当者が参加したこともある。
D	○	×	×	専務理事が参加している。
E	○	×	×	今年度は専務理事(新任)が参加した。
F	○	×	×	初年度から毎年参加している。
G	○	×	×	毎年参加している。

(6) 認定団体主催の認定事業者研修会の開催状況

認定団体主催の認定事業者研修は、「開催したことがない」としている 1 団体を除けば 6 団体で開催され、半分の 3 団体(団体 A、C、D)は毎年、残り 3 団体(B、F、G)は「時々、数年に 1 度実施する」というかたちになっている。

「時々開催」の中には「平成 19~20 年に開催して以降、開催していない」(団体 B)というところもあるが、このようなところも「平成 24 年度に新規加入が多かったので、平成 25 年度には開催を検討したい」としている。

また、これまで「開催したことがない」とした団体 E も、「平成 25 年度には実施したい」としている。

なお、団体 A は、認定事業者が遠方に散在しているということもあって、1 年 2 回、場所を変えて開催しているし、団体 C も平成 22 年度には 2 か所で開催していた。このように場所を変えて年に数回開催する例は、これまでも見られた。

開催の方法を見ると「単独開催」、「共催」ともにそれぞれ 3 団体となり、「毎年開催」では共催が 2 団体(団体 A、D)、「時々開催」では「単独で開催」が 2 団体(団体 B、F)となる。昨年度のヒアリング結果でも「毎年開催」している団体では「共催」が多く、「時々開催」しているところでは「単独で開催」が多かった。これらからすると「毎年開催するには単独では人手・

経費の面で難しく、共催によって負担を軽減させよう」という事情があると考えられる。なお、今年度のヒアリングでは、共催の相手はいずれも県森林組合連合会、県森林整備協会連合会など川上側の団体が多い。

参加の呼びかけ範囲及び参加人数については、次のとおりである。

- 「今年度は、今後認定取得を予定しているところにも声をかけたほか、県内の各種団体にも案内を出した。また、今年度は講演会と同時に開催したので参加が増えた。参加人員 100 名」(団体 A)
- 「これまでは合法木材供給認定事業者だけを対象にした」(団体 B)
- 「県木連会員、県森連会員、建築業界に参加呼びかけをしたほか、市・町・村等の自治体にも電話で案内をした。今年度は参加人数 70 名」
(団体 C)
- 「認定事業者 83 名と県担当者 1 名が参加した」(団体 D)
- 「県木連会員を対象にした」(団体 F)
- 「平成 19、22 年度は認定事業者だけを対象にしたが、平成 20 年度は認定事業者の他に県・市・町・村の担当者も含めた。参加人員は平成 20 年度 63 名、平成 22 年度 45 名」(団体 G)

研修内容・テーマとテキストの作成についてみると、

- 「合法木材推進制度の仕組み、手続きなどを説明するほか、関連するテーマで講演会を企画することもある。平成 24 年度は専務理事が作成したテキストで、バイオマス発電との関係についての講演を行った」
(団体 A)
- 「全国木材組合連合会からテキストを入手し、合法木材推進活動の仕組み等を説明している」(団体 B)
- 「平成 23 年度は国土交通省東北整備局に依頼して公共建築物の木造化について、平成 24 年度は林業経済研究所に依頼して合法木材推進活動の実態と今後の方向について、また県庁に依頼して県内の森林・林業・木材産業の現状と課題についての講演会を実施した」(団体 C)
- 「認定団体規定、実施要領をテキストにして、申請から事業実施までの流れを説明している」(団体 F)
- 「県木協が原案を作成し、県森連と調整してテーマ等を決定する。平成 19 年度は合法木材の周知と認定の仕組み、平成 20 年度はこれらに加えて合法木材のメリット、平成 22 年度は法令遵守の徹底化について、主に全国木材組合連合会の認定団体研修で使用したテキストを再編集して実施した」(団体 G)

などとなっており、かなり積極的に企画を立て実施しているところもある。さらに今後の方針については、

- 「今後も年 2 回は実施したい。大勢の参加者を得て、合法木材の周知・拡大を図ることが重要だが、会費だけで経費を負担することは難しく、全木連の助成がなければ開催できない」(団体 A)
- 「最近は必要性を感じなかったため、開催していなかったが、平成 25 年度は新規加入もあったことから、開催を検討したい」(団体 B)
- 「平成 25 年度は、未認定事業者や建築業界への普及を図ることなどを含めて、受講者の拡大を図りたい」(団体 D)
- 「平成 25 年度は木質バイオマス関連をテーマに開催したい」(団体 F)
- 「平成 25 年度は県木連との共催を予定している。今後は建築・設計関係者も含めて開催したい」(団体 G)

といった意見が出された。

表 I - 7 認定団体主催の認定事業者研修会の開催

	毎年開催		時々開催		開催したこと無い	備考
	単独	共催	単独	共催		
A	×	○	×	×		専務理事が県森林整備協連の専務理事を兼務していることと、出来るだけ多くの人たちに参加してもらうため、共催で実施している。
B	×	×	○	×		平成19年、20年に開催したが、その後は必要性を感じないため、開催していない。今年度は新規加入が多かったこともあって、開催を検討したい。
C	○	×	×	×		毎年、講習会も含めて実施している。
D	×	○	×	×		今年度は、県森連との共催で実施した。来年度は未受講者、建築業界などへの普及も含め、受講者の拡大を目指す。
E	×	×	×	×	○	来年度は県森連との共催で実施で実施したい。
F	×	×	○	×		発足当初に一度だけ開催した。来年度は木質バイオマス関係も含め、開催を検討している。
G	×	×	×	○		県森連との共催で実施している。

(7) 情報公開の実態

信頼性・透明性の確保のためにも、また、合法木材のPRのためにも情報の公開は不可欠であるが、その実態は次のようなものである。

1) 合法ナビによる情報の公開

合法ナビによる情報の公開については、7 認定団体の全てが最新の認定事業者名簿を公開している。ちなみに昨年度の認定団体ヒアリングでは、「認定事業者名簿の更新の方法が難しく、作業が面倒だ」との意見が出されるなど、11 団体のうち、最新の情報を掲載していたのは 3 団体にすぎなかった。

この他、行動規範、実施要領、規定類の公開については、分別管理・文書管理方針書だけは非公開、その他は公開にしているところが半数近くあった。

表 I - 8 合法ナビでの情報公開

	公開している		備 考
	最新情報	非最新情報	
A	○		新しい認定事業者が生じたり、脱退する認定事業者があった場合は、直ちに掲載するようにしている。
B	○		平成24年12月に、認定事業者名簿を改訂して掲載した。行動規範、実施要領、分別管理・文書管理方針書も公開している。
C	○		認定事業者リストは、最新のを掲載している。
D	○		認定事業者リストは、最新のを掲載している。
E	○		認定事業者リストは、最新のを掲載している。
F	○		最新の情報を公開しているが、分別管理・文書管理方針書は非公開にしている。
G	○		行動規範、実施要領、認定事業者一覧は公開しているが、分別管理・文書管理方針書は非公開にしている。

2) 合法ナビ以外での情報の公開

合法ナビ以外での情報の公開については、団体の HP で公開しているとするのが 5 団体、その他の手段で情報公開を行っているのが 3 団体であり、全ての認定団体が合法ナビ以外でも何らかの方法で情報提供を行っていた。

なお、昨年度のヒアリングでは、11 団体のうち合法ナビ以外で情報を公開していたのは 4 団体であった。

合法ナビ以外での情報の公開に関する実態及び意見は、次のようになっている。

- 『『木産協だより』や団体 HP で公開している。『県産材はどこで買えるか?』という質問はあるが、合法木材に対する関心は低い。大手新聞や雑誌への広告掲載も有効ではないか』(団体 A)
- 「会報(隔月)に必要なに応じ掲載するほか、実績報告を依頼する時にパンフレットなどを同封している。以前、県外の業者から『合法ナビを見たが内容が違うのではないか』との問い合わせがあり、その後は正確を期するようにしている。一般消費者からの問い合わせはない」(団体 B)
- 「団体 HP でも公表しているが、会報等には掲載していない」(団体 C)
- 「団体 HP を刷新する計画があり、その時には合法木材に関する情報も、単に認定事業者一覧だけでなく、合法木材の意味や実施要領等も掲載したいと考えている」(団体 D)
- 「団体 HP でも情報公開を図っている」(団体 E)
- 「団体 HP でも情報公開を図っており、地域型住宅ブランド化事業の募集の際には、設計士から内容の問い合わせがあった」(団体 F)

- 「団体 HP でも情報公開を図っており、年に数回は認定事業者に関しての電話での照会がある。今後は分別管理・文書管理方針書も掲載するよう検討したい」（団体 G）

表 I - 9 合法ナビ以外での情報公開

	団体HP	その他の方法	特にない	
A	○	○		団体HPのほか、毎月刊行する機関誌などで情報公開を行っている。
B		○		隔月に刊行する会報に、必要に応じて情報を掲載している。
C	○	×		団体HPで情報の公開を行っている。
D	○	×		団体HPの刷新を考えており、合法木材関係の情報も充実させる予定である。
E	○	○		HP、会報で情報の周知を図っている。
F	○	×		「合法ナビ」と同じものを団体HPにも掲載している。
G	○	×		団体HPで行動規範、実施要領、認定事業者一覧、分別管理・文書管理方針書を掲載している。

（ 8 ） 普及活動の実態

1）未認定事業者への働きかけ

未認定事業者への働きかけは、7 認定団体のうち団体 F が地区組合を通して、また団体 G が研修会などで加入呼びかけを行っていることの 2 例を除けば、ほとんど行われていない。

昨年度のヒアリングでも、11 認定団体中 2 団体が、合法木材認定説明会の開催や県産材認証関連会議の際にそれぞれ勧誘するにとどまっていた。また、昨年度は「この制度をあまり意味のあるものとして認識していないため」、「現状では、あまり有用な制度ではないと認識しているため」勧誘はしていないという極めて否定的な意見も出されていた。

なお今年度の意見を見ると次のとおりである。

- 「素材生産業者の加入率の低いことが問題である」（団体 B）

- 「公共建築木造化事業などもあり、認定事業者数は近年増えた」

（団体 C）

- 「公共事業などの関係で合法木材を要求されない限り、認定事業者としては全く関心がない。また、具体的なメリットを説明できないと勧誘するのも難しい。このため総会の時に情報として紹介する程度である。しかし、昨年から固定価格買取制度の関係で、非組合員の廃棄業者などがバイオマス供給業者の認定を求めてくるケースが 2～3 例あり、これらについては準会員として合法木材との抱き合わせで認定することになっている」（団体 D）

- 「参加を呼びかけているが、公共事業などで合法木材に関わる業者以外は関心がなく、強制的に働きかけることは難しい」（団体 E）

- 「県下 19 地区組合を通して呼びかけを行っているが、今後、地域型住

宅ブランド化事業や木材利用エコポイント制度に付随して、加入申請が出てくる可能性がある」（団体 F）

- 「バイオマス関係が認定事業者認定に入ったので、素材生産業者に働きかけていきたいし、研修会への参加も呼びかけたい」（団体 G）

表 I-10 未認定事業者への働きかけ

	行っている	備考
A	×	積極的には行っていない。
B	×	素材生産業者の認定比率が低い、積極的な働きかけはしていない。
C	×	特別行っていない。
D	×	具体的メリットがないため積極的には行っていない。
E	×	認定事業者以外は合法木材に関心がないため、強制的な働きかけは難しい。
F	○	現在は地区組合を通して呼びかけている。
G	○	研修会などで呼びかけているが、今後は素材生産者への勧誘を検討したい。

2) 行政機関、建築業界、DIY 業界への働きかけ

行政機関、建築業界、DIY 業界への働きかけについては、全ての認定団体が行っているのはパンフレットやポスターの配布で、それ以外のことは 1 認定団体を除いてほとんどなされていない。昨年度のヒアリングでは、11 認定団体のうち、パンフレットやポスターの配布を行っていたのは 8 認定団体で、3 認定団体は全くなにもしていなかった。

今年度のヒアリングで、パンフレットやポスターの配布以外の動きをしていたのは団体 D である。「3 年前、DIY 業界に参加してもらおうと県内を主に展開している DIY 企業に勧誘を行ったが、断られたという経緯がある」としていた。最終的には成功しなかったが、このような動きは注目に値する。

この他、今後の動きも含めての意見としては次のようなものがあるが、「行政機関、建築業界、DIY 業界への働きかけを今も行っていないし、今後も行えない」としたところは、その理由として「人手不足」をあげていた。

- 「合法木材の認知度の向上が第一だから、今後は建築士会などに働きかけていきたい」（団体 A）

- 「研修会への勧誘など、建築業界への働きかけは考えていきたい」（団体 D）

- 「平成 25 年度からは、研修会開催に当たっては県庁、建築関係団体にも働きかけようと考えている」（団体 E）

- 「今後は県建築組合、建築士会などへも研修会への参加を呼びかけたい」（団体 G）

表 I - 1 1 行政機関、建築業界、DIY 業界への働きかけ

	パンフ・ポスターの配布	研修会等への勧誘	行っていない	備考
A	○	×		今後、建築士協会に対し研修会への出席を働きかけを行いたい。
B	○	×		パンフ・ポスターは市町村林務担当、建築士会支部に送付した。 DIY 業界にも働きかけたがことわられた。
C	○	○		研修会には建築業界に呼び掛けている。
D		×	○	他業界への働きかけは特に行っていないが、今後、検討する事も考えている。
E	○	×		パンフ・ポスターは県庁、建築関係に届けている。 今後、これらに対し研修会参加をよびかけることを考えている。
F	○	×	○	パンフ・ポスターを県農林事務所、森林技術センターなどに配布しているほかは、特に働きかけは行っていない。
G	○	×		認定事業者だけでなく会員全てに配布するほか、イベントへの参加者にも配布している。 今後、研修会については建設組合、建築士会などへの参加呼びかけを行いたい。

3) 消費者への働きかけ

消費者への働きかけを行っていたのは、7 認定団体のうち 5 認定団体であり、2 認定団体は実施していない。昨年度のヒアリングでは 11 認定団体のうち 4 認定団体が実施していた。

働きかけの内容としては、昨年度もそうであったが、主に県などが開催する催し物への参加である。

今年度の動きを見ると次のとおりである。

- 「県の林業祭（参加者 10 万人）で、合法木材、JAS、認証材の P R ブースを設け消費者への働きかけをしている。但し、消費者はパンフレットは持ち帰るが、盛り上がるまでいかない。来年度は景品（木製しおり）を準備する予定で、こういうことで消費者の関心を高めていきたい」（団体 A）
- 「毎年、県の農林業祭に出展し、パンフレットなどを配布し、合法木材の P R を行っている」（団体 C）
- 「県の住宅フェアで合法木材コーナーを設け、クイズ形式のアトラクションなどで関心を呼んだ」（団体 E）
- 「木材市場と共催で、市場内に特設会場を設け P R を行った。参加者 1000 人」（団体 G）
- 「農林水産省『消費者の部屋』に椅子、テーブルを出品した。この他は

特に行っていない」(団体B)

また、消費者向けの働きを行っていない団体Dからは、「イベントの開催などあるのだろうが、どれだけ効果があるのか疑問である」との意見が出された。

昨年度のヒアリングでは「消費者への働きかけも必要ではあるが、人手不足で実施できない」という意見があり、今年度も同様な意見が出された。これについても、認定事業者研修と同じように、一つの認定団体単独での行動でなく、他の認定団体との共催も考えられる。

表 I - 1 2 消費者への働きかけ

	行っている	備 考
A	○	県の林業祭り(参加者10万人)で、合法木材、JAS、認証材のPRブースを設置し消費者への働きかけを行っている。 消費者はパンフレットは持ち帰るが、盛り上がるころまではいっていない。 来年度は景品(木製しおり)を準備する予定で、消費者の関心を強めていきたい。
B	○	農林水産省「消費者の家」に椅子、テーブルを出品した。
C	○	県の農林業際に参加し、合法木材のPRをしている。
D	×	特に行っていない。イベントの開催などあろうが、どれだけ効果があるのか疑問である。
E	○	県住宅フェアで合法木材コーナーを設け、クイズ形式のアトラクションなどもやっており、人々の関心を呼んでいる。
F	×	特に行っていない。
G	○	平成24年度は木材市場と共催で、市場の特設会場で開催した(参加者1000人)。

Ⅱ．合法木材供給認定事業者ヒアリング調査結果

1．趣旨と概要

(1) 趣旨

合法木材供給認定事業者の活動実態をより具体的に把握し、今後、認定事業者の活動の透明性・信頼性を向上させるために、認定事業者を対象としたヒアリングを実施した。認定事業者へのヒアリングは、従来、認定団体の役員に依頼し実施してきたが、今回は林業経済研究所からの調査員の訪問によって実施した。

(2) 調査の対象と実施方法

今回のヒアリングの対象となった認定事業者は 29 であり、内訳としては素材流通業 2、製材業 5、プレカット加工業 4、合板製造業 2、その他製造業 7、木材製品流通業 9 であった。調査は平成 24 年 12 月から 3 月初旬にかけて実施した。

(3) ヒアリングの内容

- 1) 合法木材の調達状況
- 2) 合法木材の供給状況
- 3) 分別管理の状況
- 4) 文書管理の状況
- 5) 分別管理責任者の選任の公表
- 6) 認定事業者研修への参加状況

2. 調査結果

(1) 合法木材の調達状況

1) 調達方針

合法木材の調達方針についての結果は次のとおりである。

○「全量合法木材とする」69%（20事業者） [昨年度 47%（16事業者）]

○「出来るだけ」21%（6事業者） [昨年度 35%（12事業者）]

○「要請があった時だけ」10%（3事業者） [昨年度 18%（6事業者）]

全体の90%が「全て合法木材にする」もしくは「出来るだけ合法木材とする」という調達方針の下で活動をしている。認定団体によっては調達方針の策定を義務付けていないところもあるが、そのような認定団体傘下の認定事業者においても、文書化はしていないものの、目標を「全て合法木材にする」もしくは「出来るだけ合法木材とする」として認識しているところが多かった。

対象となった認定事業者の中には複数の事業を行っているところもあるため、主な業種別でみると、サンプル数が少ないという問題はあるものの、各業種の平均比率より高いのは、「全量合法木材にする」では素材流通業及び合板製造業が100%（それぞれ2事業者）、製品流通業89%（8事業者）、製材業80%（4事業者）で比率が高い。これに対して「出来るだけ合法木材にする」はその他製造業で57%（4事業者）、プレカット加工業25%（1事業者）と比率が高かった。

なお、「要請があった時だけ」は、プレカット加工業25%（1事業者）、その他製造業14%（1事業者）、流通業11%（1事業者）などとなった。

表Ⅱ－1 合法木材の調達方針

区分	全量 合法木材	出来るだけ 合法木材	要請時だけ 合法木材	不明	合計
素材流通業	2	0	0	0	2
製材業	4	1	0	0	5
プレカット	2	1	1	0	4
合板製造業	2	0	0	0	2
その他製造業	2	4	1	0	7
木材製品流通業	8	0	1	0	9
合計	20	6	3	0	29

区分	全量 合法木材	出来るだけ 合法木材	要請時だけ 合法木材	不明	合計
素材流通業	100%	0%	0%	0%	100%
製材業	80%	20%	0%	0%	100%
プレカット	50%	25%	25%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	29%	57%	14%	0%	100%
木材製品流通業	89%	0%	11%	0%	100%
合計	69%	21%	10%	0%	100%

2) 調達の際の合法木材の比率

調達の際の合法木材の比率については、次のとおりである。

- 「100%」41%（12事業者） [昨年度 32%（11事業者）]
- 「80～99%」34%（10事業者） [昨年度 24%（8事業者）]
- 「60～79%」なし [昨年度 12%（4事業者）]
- 「40～59%」3%（1事業者） [昨年度 6%（2事業者）]
- 「20～39%」3%（1事業者） [昨年度 3%（1事業者）]
- 「0～19%」10%（3事業者） [昨年度 24%（8事業者）]

これを見ると、「100%」とするものと「80～99%」とするものの比率が全体の75%となり、昨年度の56%より20ポイント程度上昇した反面、「0～19%」とするものの比率が昨年度より大きく低下した。

主要業種別にみると、合法木材比率「100%」とするは合板製造業100%（2事業者）、製材業80%（4事業者）、プレカット加工業50%（2事業者）。「80～99%」とするものは素材流通業100%（2事業者）、その他製造業43%（3事業者）である。また、木材製品流通業では「40～59%」とするものと「20～39%」とするものがそれぞれ11%（1事業者）ずつある。

さらに「0～19%」としたものは、その他製造業で29%（2事業者）、プレカット加工業で25%（1事業者）となった。

表 II - 2 調達時における合法木材の比率

区分	100%	80～99%	60～79%	40～59%	20～39%	1～19%	不明	合計
素材流通業	0	2	0	0	0	0	0	2
製材業	4	1	0	0	0	0	0	5
プレカット	2	1	0	0	0	1	0	4
合板製造業	2	0	0	0	0	0	0	2
その他製造業	2	3	0	0	0	2	0	7
木材製品流通業	2	3	0	1	1	0	2	9
合計	12	10	0	1	1	3	2	29

区分	100%	80～99%	60～79%	40～59%	20～39%	1～19%	不明	合計
素材流通業	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
製材業	80%	20%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
プレカット	50%	25%	0%	0%	0%	25%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	29%	43%	0%	0%	0%	29%	0%	100%
木材製品流通業	22%	33%	0%	11%	11%	0%	22%	100%
合計	41%	34%	0%	3%	3%	10%	7%	100%

3) 調達相手先が認定事業者であるかの確認

調達相手先が認定事業者であるかの確認については、昨年度、一昨年度とほぼ同じ傾向を示し、「全て確認している」が全体の 3/4 を占めた。

- 「全て確認している」76% (22 事業者) [昨年度 76% (26 事業者)]
- 「一部確認している」24% (7 事業者) [昨年度 21% (7 事業者)]
- 「確認していない」なし [昨年度 3% (1 事業者)]

業種別では、「全て確認する」は、素材流通業、プレカット加工業、合板製造業でそれぞれ 100% (それぞれ 2 事業者、4 事業者、2 事業者) となり、「一部確認する」では、その他製造業 43% (3 事業者)、製材業 40% (2 事業者) で比率が高かった。

なお、調達相手先が認定事業者であるかの確認については、つぎのような事例があった。

- 「初めて取引をする調達相手に対しては確認している」
- 「調達相手先が認定事業者であることを、認定書の写しを取り寄せて確認している」
- 「調達相手先が認定事業者であることは、電話で確認している」
- 「全て合法木材の供給認定事業者であるとの認識だが、原木市場からの調達については、出材者が認定事業者であるか確認しきれていない」

表Ⅱ－3 調達相手先が合法木材認定事業者であるかの確認

区分	全て 確認する	一部 確認する	確認 していない	不明	合計
素材流通業	2	0	0	0	2
製材業	3	2	0	0	5
プレカット	4	0	0	0	4
合板製造業	2	0	0	0	2
その他製造業	4	3	0	0	7
木材製品流通業	7	2	0	0	9
合計	22	7	0	0	29

区分	全て 確認する	一部 確認する	確認 していない	不明	合計
素材流通業	100%	0%	0%	0%	100%
製材業	60%	40%	0%	0%	100%
プレカット	100%	0%	0%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	57%	43%	0%	0%	100%
木材製品流通業	78%	22%	0%	0%	100%
合計	76%	24%	0%	0%	100%

4) 調達の際の認定事業者の比率

調達の際の認定事業者の比率については、「全て認定事業者」、「認定事業者が多い」、「認定事業者は少ない」の順になることは昨年度、一昨年度と変わらず、同じような傾向にある。しかし、今年度は「認定事業者が多い」の比率は変わらないものの、「全て認定事業者」の比率が昨年度と比べて高く、「認定事業者は少ない」の比率は低下した。

- 「全て認定事業者」45%（13事業者） [昨年度 38%（13事業者）]
- 「認定事業者が多い」45%（13事業者） [昨年度 44%（15事業者）]
- 「認定事業者は少ない」7%（2事業者） [昨年度 18%（6事業者）]

主な業種別にみると、「全て認定業者」とするものは合板製造業 100%（2事業者）、製材業 80%（4事業者）、プレカット加工業 50%（2事業者）で多く、「認定事業者が多い」は素材流通業者 100%（2事業者）、木材製品製造業 56%（5事業者）、プレカット加工業者 50%（2事業者）の順となった。

表 II - 4 調達の際の認定事業者の比率

区分	全て 認定事業者	認定事業者 が多い	認定事業者 は少ない	認定事業者 はいない	不明	合計
素材流通業	0	2	0	0	0	2
製材業	4	1	0	0	0	5
プレカット	2	2	0	0	0	4
合板製造業	2	0	0	0	0	2
その他製造業	2	3	1	0	1	7
木材製品流通業	3	5	1	0	0	9
合計	13	13	2	0	1	29

区分	全て 認定事業者	認定事業者 が多い	認定事業者 は少ない	認定事業者 はいない	不明	合計
素材流通業	0%	100%	0%	0%	0%	100%
製材業	80%	20%	0%	0%	0%	100%
プレカット	50%	50%	0%	0%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	29%	43%	14%	0%	14%	100%
木材製品流通業	33%	56%	11%	0%	0%	100%
合計	45%	45%	7%	0%	3%	100%

5) 調達の際の伝票・証明書による確認

調達の際の伝票・証明書による確認については、「全て確認している」、「確認することが多い」、「確認しないことが多い」がほぼ 1/3 ずつを占めている。昨年度、一昨年度の結果では「全て確認している」、「確認することが多い」、「確認ことは少ない」の順にほぼ 60%、25%、10%となっており、今年度はかなり傾向が変わっている。

- 「全て確認している」31%（9 事業者） [昨年度 62%（21 事業者）]
- 「確認することが多い」31%（9 事業者） [昨年度 26%（9 事業者）]
- 「確認することは少ない」34%（10 事業者） [昨年度 12%（4 事業者）]
- 「全く確認しない」3%（1 認定事業者） [昨年度なし]

ヒアリングにおいて「確認しないことが多い」とした認定事業者のうちには、「調達相手先が全て認定事業者、もしくはその多くが認定事業者であるから、何も伝票・証明書で合法木材であることを確認する必要はない」とするところがあった。このような意見は昨年度においても示されていた。

このため「調達の際の認定事業者の比率」との関係でみると、「調達相手先は全て認定事業者」とする 13 認定事業者のうち、「調達の際の伝票・証明書は全て確認する」は 6 事業者（46%）、「確認することが多い」は 4 事業者（31%）、となる。「全て確認する」と「確認することが多い」で 77%となり、「調達相手先は全て認定事業者」とするところでは、25%程度はほとん

ど確認していない。

また、「調達相手先は認定事業者が多い」とする 13 認定事業者では、「全て確認する」2 事業者（15%）、「確認することが多い」5 事業者（38%）というように、「全て確認する」と「確認することが多い」で 53% となり、約半数はほとんど確認していない。

「調達相手先は全て認定事業者」と「調達相手先は認定事業者が多い」とでは、「調達の際の伝票・証明書による確認」にかなりな差がある。

なお、調達相手先の企業が認定事業者であることが証明されても、その時に入荷された品物が合法木材であることの証明にはならない。このため、ガイドラインにも記載されているように、入荷されたそれぞれの品物が合法木材であることを伝票もしくは証明書によって確認しなければならない。これが分別管理の第一歩であり、これをきちんとしないと合法木材でないものを合法木材として管理することになる。

主要業種別には、「全て確認する」は合板製造業 100%（2 事業者）、素材流通業者 50%（1 事業者）、その他製造業 43%（3 事業者）、製材業 40%（2 事業者）。「確認することが多い」はプレカット 75%（3 事業者）、製材業 40%（2 事業者）、木材製品流通業 33%（3 事業者）。「確認することは少ない」は素材流通業者 50%（1 事業者）、木材製品流通業 44%（4 事業者）、その他製造業 43%（3 事業者）。「全く確認しない」は木材製品流通業 11%（1 事業者）である。

調達方針に関しては次のような活動実態及び意見が見られた。

- 「県産認証材は全て合法木材であると認識している」
- 「納入される木材は、全てが合法木材の印字のある伝票で取引されている」
- 「原木市場は合法証明のない材は受け付けないとしており、伐採届けの提出は必須になっている」
- 「森林組合、素材生産業者から原木が搬入される時、合法木材である旨の伝票・証明書は来るが、伐採届けの写しが来ないことがある」
- 「素材生産者からの入荷の場合、伐採届けの写しが後日送られてくる」
- 「原木市場は要求しないと印字なしで納入してくる。証明を依頼すると、伝票に書き入れてくる」
- 「調達先は全て認定事業者で、以前は合法の印字のある伝票が使われていたが、最近は印字がなくなった」
- 「調達先によって合法木材である旨伝票に印刷しているところ、認定業者の認定番号だけが印刷しているところなどまちまちである」
- 「調達相手先は全て合法木材の認定事業者なので、取扱う木材は全て合

法木材であると認識しており、確認することは少ない」

- 「調達相手先は基本的に合法木材認定事業者であり、取扱う木材は全て合法木材であると認識して調達している。このため特段必要のあるときだけ意識的に確認を行っている。但し、木材エコポイント制が動き出せば、確認の必要性が高まろう」
- 「調達相手先によって、伝票に合法木材である旨の説明がされているものとそうでないものがある。但し、調達相手先は全て認定事業者なので、全て合法木材であると認識している」
- 「自社では全て確認してないが、調達相手先で全て確認しており、基本的に合法であると認識している」
- 「正確に言えば全てではないが、ほとんどが認定事業者なので、全て合法木材であるとの認識であり、確認はしていない」
- 「外材については認定事業者である調達相手先を信用して確認していないが、国産材については確認するが多い」
- 「商社経由で購入する原木は合法の印字のある伝票で取引しているが、原木市場経由のものには伝票に印字が無く、合法証明の必要なときに証明書の発行を依頼する。このため原木市場経由のものについては確認しきれていない」
- 「国産材原木は全て森林組合から合法証明がついて入荷されるが、米材はウエアハウザー社のものなのでいつでも証明がとれるし、欧州材もPEFC材なのでいつでも証明がとれるのであまり確認していない」
- 「PEFC材については、証明書は求めているが問題はないと認識している」
- 「合法木材取扱実績報告ではFSC材だけを合法木材として扱っている」
- 「基本的に合法木材にしているが、屋敷林のようなところから持ち込まれる場合、合法かどうかの確認は出来ていない」
- 「足繁く素材生産業者を回り、どこで伐採されたものか確認しており、基本的に全て合法木材であると認識している」
- 「調達先が限定されているので、普段から様々な情報が入り、合法的に伐採されたものかどうかはわかる」
- 「常に合法木材の需要があるわけではないので、要求があった時だけ確認をして取引している」
- 「商流だけを担当し、現物は調達先から供給先へダイレクトに流れる場合、品物・伝票ごとの証明のチェックに難しさがある」
- 「森林認証材は環境に配慮された材で、また合法木材である。また、輸入される早生樹人工林材は天然林伐採を削減することで環境に配慮さ

れた材である。このようなことから、輸入された早生樹人工林材は合法木材であると認識して取扱っている」

表 II - 5 調達の際の伝票・証明書による確認

区分	全て確認する	確認することが多い	確認することは少ない	全く確認しない	不明	合計
素材流通業	1	0	1	0	0	2
製材業	2	2	1	0	0	5
プレカット	0	3	1	0	0	4
合板製造業	2	0	0	0	0	2
その他製造業	3	1	3	0	0	7
木材製品流通業	1	3	4	1	0	9
合計	9	9	10	1	0	29

区分	全て確認する	確認することが多い	確認することは少ない	全く確認しない	不明	合計
素材流通業	50%	0%	50%	0%	0%	100%
製材業	40%	40%	20%	0%	0%	100%
プレカット	0%	75%	25%	0%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	43%	14%	43%	0%	0%	100%
木材製品流通業	11%	33%	44%	11%	0%	100%
合計	31%	31%	34%	3%	0%	100%

(2) 合法木材の供給状況

1) 供給方針

供給方針については、傾向としては昨年度と変わっておらず、「全量合法木材とする」と「出来るだけ合法木材とする」を加えると、全体の 80% になる。

調達方針と同じく、認定団体によっては供給方針の策定を義務付けていないところもあるが、そのような認定団体傘下の認定事業者においても、文書化はしていないものの、目標を「全て合法木材にする」もしくは「出来るだけ合法木材とする」として認識しているところが多かった。

○「全量合法木材とする」62% (18 事業者) [昨年度 57% (27 事業者)]

○「出来るだけ」17% (5 事業者) [昨年度 19% (9 事業者)]

○「要請があった時だけ」21% (6 事業者) [昨年度 21% (10 事業者)]

主な業種別でみると、「全量合法木材とする」は素材流通業 100% (2 事業者)、合板製造業 100% (2 事業者)、木材製品流通業 89% (8 事業者) で比率が高かったが、その他製造業では「出来るだけ合法木材とする」とするものが 57% (4 事業者)、製材業 20% (1 事業者)、「要請があった時だけ合法木材にする」ではプレカット加工業で 50% (2 事業者)、その他製造業 29%

(2事業者) となった。

表 II - 6 供給方針

区分	全量 合法木材	出来るだけ 合法木材	要請時だけ 合法木材	不明	合計
素材流通業	2	0	0	0	2
製材業	3	1	1	0	5
プレカット	2	0	2	0	4
合板製造業	2	0	0	0	2
その他製造業	1	4	2	0	7
木材製品流通業	8	0	1	0	9
合計	18	5	6	0	29

区分	全量 合法木材	出来るだけ 合法木材	要請時だけ 合法木材	不明	合計
素材流通業	100%	0%	0%	0%	100%
製材業	60%	20%	20%	0%	100%
プレカット	50%	0%	50%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	14%	57%	29%	0%	100%
木材製品流通業	89%	0%	11%	0%	100%
合計	62%	17%	21%	0%	100%

2) 合法木材の供給比率

供給の際の合法木材の比率については、次のとおりである。

- 「100%」28% (8事業者) [昨年度 40% (19事業者)]
- 「80～99%」34% (10事業者) [昨年度 19% (9事業者)]
- 「60～79%」なし [昨年度 9% (4事業者)]
- 「40～59%」3% (1事業者) [昨年度 2% (1事業者)]
- 「20～39%」なし [昨年度 6% (3事業者)]
- 「1～19%」10% (3事業者) [昨年度 21% (10事業者)]

昨年度と比べ「100%」とするものの比率の低下と、「80～99%」とするものの増加が見られるが、両者を合わせると今年度は62%と昨年度の59%と比べ大きな変化はない。また、「1～19%」の比率が昨年度の21%から10%へ半減している。

この供給比率と調達比率とを比べると、調達比率では「100%」とするものと「80～99%」とするものが合わせて75%となり、供給比率の62%より高くなっているが、調達比率の場合は当該認定事業者の意識が大きく影響するのに対し、供給比率の場合は供給相手先の意識の影響が大きく働くことによると考えられる。

主要業種別にみると、合法木材比率「100%」とするものが多いのは合板製造業 100%（2 事業者）、製材業 60%（3 事業者）であり、「80～99%」とするものでは素材流通業 100%（2 事業者）、木材流通業 44%（4 事業者）、その他製造業 43%（3 事業者）である。

また、「1～19%」としたものの比率は製材業、プレカット加工業、その他製造業の順に高い。

表Ⅱ－7 合法木材の供給比率

区分	100%	80～99%	60～79%	40～59%	20～39%	1～19%	不明	合計
素材流通業	0	2	0	0	0	0	0	2
製材業	3	0	0	0	0	1	1	5
プレカット	1	1	0	0	0	1	1	4
合板製造業	2	0	0	0	0	0	0	2
その他製造業	0	3	0	0	0	1	3	7
木材製品流通業	2	4	0	1	0	0	2	9
合計	8	10	0	1	0	3	7	29

区分	100%	80～99%	60～79%	40～59%	20～39%	1～19%	不明	合計
素材流通業	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
製材業	60%	0%	0%	0%	0%	20%	20%	100%
プレカット	25%	25%	0%	0%	0%	25%	25%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	0%	43%	0%	0%	0%	14%	43%	100%
木材製品流通業	22%	44%	0%	11%	0%	0%	22%	100%
合計	28%	34%	0%	3%	0%	10%	24%	100%

3) 供給相手先が認定業者であるかの確認

供給相手先が認定業者であるかの確認については、「全て確認している」の比率が昨年度と比べて大きく低下し、反面、「確認していない」の比率が倍増している。なお、一昨年は「全て確認している」51%、「一部確認している」35%、「確認していない」10%であったので、「確認していない」が4倍に増加したことがわかる。

○「全て確認している」28%（8 事業者） [昨年度 49%（23 事業者）]

○「一部確認している」31%（9 事業者） [昨年度 28%（13 事業者）]

○「確認していない」41%（12 事業者） [昨年度 21%（10 事業者）]

主要業種別では、「全て確認する」の比率は素材流通業 50%（1 事業者）、プレカット加工業 50%（2 事業者）、合板製造業 50%（1 事業者）、製材業 40%（2 事業者）でそれぞれ高く、「一部確認している」はその他製造業 57%（4 事業者）、製材業 40%（2 事業者）、木材製品流通業 33%（3 事業者）。「確認していない」では木材製品流通業 56%（5 事業者）、素材流通業 50%（1 事業者）、プレカット 50%（2 事業者）、合板製造業 50%（1 事業者）で

の比率が高い。

表Ⅱ－８ 供給相手先が合法木材認定事業者であるかの確認

区分	全て 確認する	一部 確認する	確認 していない	不明	合計
素材流通業	1	0	1	0	2
製材業	2	2	1	0	5
プレカット	2	0	2	0	4
合板製造業	1	0	1	0	2
その他製造業	1	4	2	0	7
木材製品流通業	1	3	5	0	9
合計	8	9	12	0	29

区分	全て 確認する	一部 確認する	確認 していない	不明	合計
素材流通業	50%	0%	50%	0%	100%
製材業	40%	40%	20%	0%	100%
プレカット	50%	0%	50%	0%	100%
合板製造業	50%	0%	50%	0%	100%
その他製造業	14%	57%	29%	0%	100%
木材製品流通業	11%	33%	56%	0%	100%
合計	28%	31%	41%	0%	100%

4) 供給の際の合法木材認定事業者の比率

供給の際の認定事業者の比率については、昨年度と比べ「一部認定事業者」とするものの比率は全体の約 65% で変わらないものの、「全て認定事業者」とするものの比率が 10 ポイント程度減少し、反面、「認定事業者はない」とするものの比率が 10 ポイント程度増加した。

○「全て認定事業者」21% (6 事業者) [昨年度 32% (15 事業者)]

○「一部認定事業者」66% (19 事業者) [昨年度 64% (30 事業者)]

○「認定事業者はない」10% (3 事業者) [昨年度 2% (1 事業者)]

主な業種別にみると、「全て認定業者」の比率は素材流通業 50% (1 事業者)、合板製造業 50% (1 事業者) で高く、「一部認定事業者」とするものは木材製品流通業 86% (6 事業者)、製材業 60% (3 事業者) で高かった。これに対し「認定事業者はいない」とするものの比率はプレカット加工業、製材業、その他製造業の順に高い。

表 II - 9 供給の際の合法木材認定事業者の比率

区分	全て 認定事業者	一部 認定事業者	認定事業者 はいない	不明	合計
素材流通業	1	1	0	0	2
製材業	1	3	1	0	5
プレカット	1	2	1	0	4
合板製造業	1	1	0	0	2
その他製造業	1	4	1	1	7
木材製品流通業	1	6	0	0	7
合計	6	19	3	1	29

区分	全て 認定事業者	一部 認定事業者	認定事業者 はいない	不明	合計
素材流通業	50%	50%	0%	0%	100%
製材業	20%	60%	20%	0%	100%
プレカット	25%	50%	25%	0%	100%
合板製造業	50%	50%	0%	0%	100%
その他製造業	14%	57%	14%	14%	100%
木材製品流通業	14%	86%	0%	0%	100%
合計	21%	66%	10%	3%	100%

5) 供給の際の合法木材であることを証明した伝票・証明書の発行

供給の際の合法木材であることを証明した伝票・証明書の発行については、次のとおりで、「要望のあった時だけ発行する」とするものが全体の70%を占めている。

- 「要望の如何にかかわらず発行する」17%（5事業者）
- 「要望のあった時だけ発行する」69%（20事業者）
- 「全く発行しない」14%（4事業者）

昨年度は質問形式が異なっていたが、次のとおりであった。

- 「合法木材であることを全て明示している」40%（19事業者）
- 「合法木材であることを明示するが多い」32%（15事業者）
- 「合法木材であることを明示しないが多い」17%（8事業者）
- 「合法木材であることを全く明示しない」9%（4事業者）

「全て明示している」を「要望の如何にかかわらず発行する」に、「明示するが多い」と「明示しないが多い」を「要望のあった時だけ発行する」に、「全く明示しない」を「全く発行しない」にそれぞれ置き換えてみると、昨年度と比べて「要望の如何にかかわらず発行する」の比率が40%から17%へ半減し、「要望のあった時だけ発行する」が50%から70%へ20ポイント、「全く発行しない」が10%から15%へ若干増加している。大勢として「要望のあった時だけ発行する」傾向にあることがわかる。

なお、主要業種別にみると「要望の如何にかかわらず発行する」は素材流通業 50%（1 事業者）、製材業 40%（2 事業者）、木材製品流通業 22%（2 事業者）、「要望のあった時だけ発行する」は木材製品流通業 78%（7 事業者）、カット加工業 75%（3 事業者）、その他製造業 71%（5 事業者）での比率が高い。また、「全く発行しない」は合板製造業、その他製造業、プレカットの順になる。

なお合法木材供給の活動実態及び意見としては、次のようなものがある。

- 「伝票には会社名と認定番号だけを印刷している」
- 「全て合法木材と確信しているが、証明をするのは川下側から要求のあった時だけで、その時には川上側に証明書を要求している。しかし、証明書を要求される割合は全体の 1%程度である」
- 「原木市場からの調達については全て証明がついてくるが、製品を出荷する時は要求のあった時だけ（1%程度）である。必要があれば伝票への印字も考えられるが、今のところ必要性を感じていない」
- 「調達先からの証明をそのまま製品に添付して供給先に送っており、自社としての証明は行っていない」
- 「大口の販売先で、ある程度固定しているところとは、年度当初に合法木材であることを合意して供給し、伝票・証明書は発行していない」
- 「証明を求められるのは補助金関係の物件があるときだけで、月 1 件程度と多くない」
- 「伝票には合法木材である旨の記載をしているが、証明書は商社や問屋から要求された時だけ発行している」
- 「現在は要求のあったときだけ合法木材である旨明示しているが、製品の全てが合法木材であるので、今後はその旨伝票に印刷する」
- 「販売先の 90%以上が大工・工務店なので、証明を求められることはない。しかし、県産材住宅の場合は県産材である証明とともに合法性の証明を行っているし、公共事業への納入の際には証明をつけている」
- 「大工・工務店へ供給する場合は証明を求められることはないが、プレカット向けには県産材住宅用の場合や公共事業の場合に、求められることがある」
- 「県産材住宅の場合は調達相手先から産地証明とともに合法証明を入手するが、出荷先が大工・工務店なので合法証明を出すことはない」
- 「合法木材の要請はほとんど無いので、意欲が薄れる」
- 「合法木材を要求する買い手が少ない。『合法木材が社会的にどのような意味を持つのか』といったことを周知させる必要がある」

表Ⅱ－10 供給の際に合法木材であることを明示した伝票・証明書の発行

区分	要望の如何に関わらず全て発行	要望のあった時だけ発行	全く発行しない	不明	合計
素材流通業	1	1	0	0	2
製材業	2	3	0	0	5
プレカット	0	3	1	0	4
合板製造業	0	1	1	0	2
その他製造業	0	5	2	0	7
木材製品流通業	2	7	0	0	9
合計	5	20	4	0	29

区分	要望の如何に関わらず全て発行	要望のあった時だけ発行	全く発行しない	不明	合計
素材流通業	50%	50%	0%	0%	100%
製材業	40%	60%	0%	0%	100%
プレカット	0%	75%	25%	0%	100%
合板製造業	0%	50%	50%	0%	100%
その他製造業	0%	71%	29%	0%	100%
木材製品流通業	22%	78%	0%	0%	100%
合計	17%	69%	14%	0%	100%

(3) 分別管理の状況

1) 分別管理方針書の制定と公開

分別管理方針書の制定と公開については、昨年度と比べ「定め、公開している」とするものの比率が10%程度減少した。

○「定め、公開している」31%（9事業者） [昨年度40%（19事業者）]

○「定めているが、公開していない」48%（14事業者）

[昨年度43%（20事業者）]

○「定めていない」21%（6事業者） [昨年度17%（8事業者）]

主要業種でみると、「定め、公開している」は合板製造業100%（2事業者）で高く、次いで製材業40%（2事業者）となる。「定めているが、公開していない」はその他製造業71%（5事業者）、木材製品流通業67%（6事業者）、素材流通業50%（1事業者）で比率が高く、「定めていない」とするものは素材流通業、プレカット加工業、製材業で比率が高い。

合法木材推進活動において分別管理は最低必須条件であるため、その実施方法を定めた分別管理方針書の制定は不可欠なものであり、「定めていない」ところでは早急な制定が望まれる。また、信頼性・透明性確保の点から、分別管理方針書の公開も望まれる。

なお、「定めていない」としたところでは、「全量が合法木材なので、分別

管理方針書は作っていない」ところが多い。しかし、「調達相手先が認定事業者なので、そこからの材は全て合法木材であると認識している」という意見にみられるように、「認識している」とことと「確認している」とこととの間に混乱が生じているところに問題がある。

表Ⅱ－１１ 分別管理方針書の制定と公開

区分	定め 公開している	定めているが 公開して	定めていない	不明	合計
素材流通業	0	1	1	0	2
製材業	2	1	2	0	5
プレカット	1	1	2	0	4
合板製造業	2	0	0	0	2
その他製造業	2	5	0	0	7
木材製品流通業	2	6	1	0	9
合計	9	14	6	0	29

区分	定め 公開している	定めているが 公開して	定めていない	不明	合計
素材流通業	0%	50%	50%	0%	100%
製材業	40%	20%	40%	0%	100%
プレカット	25%	25%	50%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	29%	71%	0%	0%	100%
木材製品流通業	22%	67%	11%	0%	100%
合計	31%	48%	21%	0%	100%

2) 分別管理場所の設定と利用

分別管理場所の設定と利用については、昨年度最も比率の高かった「設定し、利用されている」が低下し、「設定されていない」の比率が高くなった。

○「設定し、利用されている」38%（11事業者）

[昨年度 45%（21事業者）]

○「設定されているが、利用されていない」17%（5事業者）

[昨年度 13%（6事業者）]

○「設定していない」45%（13事業者）

[昨年度 41%（13事業者）]

「設定していない」の比率が高いのは、調達する木材に占める合法木材の比率が「100%」、「80～99%」であるとする認定事業者においてであり、これらは調達する木材の「全てもしくはほとんどが合法木材」であるから分別管理の必要がないとしている。しかし、本来であれば「80～99%」の場合は、分別管理は必要である。

主要業種でみると「設定し、利用されている」の比率はプレカット加工業

75%（3事業者）、その他製造業 71%（5事業者）で高く、「設定されているが、利用されていない」は木材流通業 33%（3事業者）、その他製造業 29%（2事業者）で高かった。また、「設定していない」は素材流通業 100%（2事業者）、合板製造業 100%（2事業者）、製材業 80%（4事業者）などの順になる。

現場での活動実態及び意見として、次のようなものがあった。

- 「全て合法木材であるので、分別管理はしていない」
- 「分別管理は、調達先ごとに木口に色分けして管理しており、製品にした時にも区別がつくようにしている」
- 「プレカットは基本的に邸別一括管理をしているため、それだけで分別管理になる。それぞれの部材の調達先も把握しているので、証明の要求があれば書類は作れる」
- 「森林認証材については、バンドルに合法木材である旨のラベルが貼付されているので場所を設定して分別管理を行う必要はない。また、その他についても、全て合法木材という認識なので、特別、分別管理は行っていない」
- 「場所を設定しての分別管理はしていないが、バンドルに合法木材である旨を明記したカードを貼付して識別している」
- 「流通業者では入荷トラック単位で保管場所にロットを作り、これを伝票・コンピュータで管理するため、特別に場所を区分する必要はない」

表Ⅱ－１２ 分別管理の場所の設定と利用

区分	設定し 利用している	設定しているが 利用していない	設定していない	不明	合計
素材流通業	0	0	2	0	2
製材業	1	0	4	0	5
プレカット	3	0	1	0	4
合板製造業	0	0	2	0	2
その他製造業	5	2	0	0	7
木材製品流通業	2	3	4	0	9
合計	11	5	13	0	29

区分	設定し 利用している	設定しているが 利用していない	設定していない	不明	合計
素材流通業	0%	0%	100%	0%	100%
製材業	20%	0%	80%	0%	100%
プレカット	75%	0%	25%	0%	100%
合板製造業	0%	0%	100%	0%	100%
その他製造業	71%	29%	0%	0%	100%
木材製品流通業	22%	33%	44%	0%	100%
合計	38%	17%	45%	0%	100%

(4) 文書管理の状況

文書管理については次のとおりである。

- 「伝票・管理簿は整備・保管されている」62%（18事業者）
- 「伝票・管理簿は整備されているが、管理簿は伝票綴りによる」
21%（6事業者）
- 「伝票・管理簿は整備されていない」17%（5事業者）

文書管理も分別管理と同様に、合法木材の信頼性・透明性を担保するための大変重要な手段である。ほとんどの認定事業者で伝票・管理簿は整備保管されているが、管理簿の代わりに伝票綴りで代用しているところもある。

なお、「伝票・管理簿は整備されていない」としたところでは、「取り扱う木材の全て、もしくはほとんどが合法木材であることから、特別、合法木材を区分して文書管理する必要はない」という意見が多かった。

文書管理については手間がかかることから、文書管理を簡単に行えるマニュアルがほしいとの意見が以前からあったが、今回も同様な意見があげられた。

昨年度は質問形式が異なり、次のような結果であった。

- 「管理簿は整備され十分活用されている」43%（20事業者）
- 「管理簿は整備されているが活用されていない」13%（6事業者）
- 「管理簿は整備されていない」40%（19事業者）

主要業種別にみると、「伝票・管理簿は整備・保管されている」は合板製造業 100%（2 事業者）、木材流通業 67%（6 事業者）。また、「伝票・管理簿は整備されているが、管理簿は伝票綴りによる」はプレカット加工業 50%（2 事業者）、その他製造業 29%（2 事業者）、木材製品流通業 22%（2 事業者）でそれぞれ比率が高かった。「伝票・管理簿は整備されていない」については素材流通業 50%（1 事業者）、製材業 40%（2 事業者）での比率が高い。

現場の実態及び意見としては次のとおりである。

- 「扱っているのが全て合法木材なので、区別して帳簿等を管理する必要がない」
- 「証明書を発行した時は、一連のものを PDF ファイルで保管している」
- 「伝票の保管期間が 5 年間となっているが、長すぎる。保管場所の問題もあるので、短くしてほしい」
- 「文書管理を簡単に行うため、最低限これだけは必要というマニュアルがほしい」

表 II - 1 3 文書管理

区分	伝票・管理簿は整備・保管されている	伝票は整備・保管されているが管理簿は伝票綴りによる	伝票・管理簿は整備・保管されていない	不明	合計
素材流通業	1	0	1	0	2
製材業	3	0	2	0	5
プレカット	2	2	0	0	4
合板製造業	2	0	0	0	2
その他製造業	4	2	1	0	7
木材製品流通業	6	2	1	0	9
合計	18	6	5	0	29

区分	伝票・管理簿は整備・保管されている	伝票は整備・保管されているが管理簿は伝票綴りによる	伝票・管理簿は整備・保管されていない	不明	合計
素材流通業	50%	0%	50%	0%	100%
製材業	60%	0%	40%	0%	100%
プレカット	50%	50%	0%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	57%	29%	14%	0%	100%
木材製品流通業	67%	22%	11%	0%	100%
合計	62%	21%	17%	0%	100%

(5) 分別管理責任者と文書管理責任者の選任と公表

分別管理責任者と文書管理責任者の選任と公表については、公表されているかいないかはともかく、ほとんどの認定事業者で選任されている。

○「ともに選任され、公表されている」38%（11事業者）

[昨年度 51%（24事業者）]

○「ともに選任されているが、公表されていない」55%（16事業者）

[昨年度 32%（15事業者）]

○「ともに選任されていない」7%（2事業者）

[昨年度 17%（8事業者）]

「ともに選任されていない」の比率は昨年度と比べ減少したが、選任されていない認定事業者においては早急な対応が望まれる。また、信頼性・透明性の確保・向上の点から、公表されることが望ましい。

主要業種別には、「ともに選任され、公表されている」は合板製造業 100%（2事業）、その他製造業 71%（5事業者）、製材業 60%（3事業者）の順になり、「ともに選任されているが、公表されていない」は素材流通業者 100%（2事業者）、木材製品流通業者 89%（8事業者）の順になる。

責任者の役割としては、「当初、伝票に合法木材の印字のないことがあったが、責任者がその都度連絡して伝票を取り直した。このような経験があって、今では適切に行われている」といった意見もあった。

表Ⅱ－14 分別管理責任者と文書管理責任者の選任と公表

区分	ともに選任され 公表されている	ともに選任されて いるが 公表されて いない	ともに選任されて いない	不明	合計
素材流通業	0	2	0	0	2
製材業	3	2	0	0	5
プレカット	1	2	1	0	4
合板製造業	2	0	0	0	2
その他製造業	5	2	0	0	7
木材製品流通業	0	8	1	0	9
合計	11	16	2	0	29

区分	ともに選任され 公表されている	ともに選任されて いるが 公表されて いない	ともに選任されて いない	不明	合計
素材流通業	0%	100%	0%	0%	100%
製材業	60%	40%	0%	0%	100%
プレカット	25%	50%	25%	0%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	71%	29%	0%	0%	100%
木材製品流通業	0%	89%	11%	0%	100%
合計	38%	55%	7%	0%	100%

(6) 認定事業者研修への参加

認定事業者研修への参加については、次のとおりである。

- 「責任者が常に参加」52%（16事業者） [昨年度 36%（17事業者）]
- 「責任者が時々参加」23%（7事業者） [昨年度 21%（10事業者）]
- 「責任者以外が参加」6%（2事業者） [昨年度 2%（1事業者）]
- 「誰も参加したことがない」16%（5事業者）

[昨年度 34%（16事業者）]

半数の認定事業者では分別管理・文書管理責任者が常に認定事業者研修に参加しているが、常時ではなく時々参加しているとする事業者も約20%ある。昨年度と比べると、時々とするものの比率はあまり変わらないが、常時参加しているとする比率は今年度の方が高い。反面、「参加したことがない」としたものの比率は昨年度に比べ半減している。

主要業種ごとにみると、「責任者が常に参加」は合板製造業100%（2事業者）、製材業71%（5事業者）、その他製造業71%（5事業者）。「責任者が時々参加」は素材流通業100%（2事業者）、製材業29%（2事業者）その他製造業29%（2認定事業者）。「責任者以外が参加」は木材製品流通業で

22%（2事業者）。「誰も参加したことがない」は木材製品流通業、プレカット加工業で比率が高い。

「誰も参加したことがない」とした認定事業者の中には、その理由として「これまで認定団体による認定事業者研修が開催されていない」ことを挙げているところもある。

研修会については、次のような意見が寄せられた。

- 「講習を受けることで、原木なら全て同じという考え方がなくなった」
- 「研修会では講演会も開かれるので楽しみにしている」
- 「研修会が情報交換の場になる」

表Ⅱ－15 認定事業者研修への参加

区分	責任者が常に参加	責任者が時々参加	責任者以外が参加	参加したことがない	不明	合計
素材流通業	0	2	0	0	0	2
製材業	5	2	0	0	0	7
プレカット	2	0	0	1	1	4
合板製造業	2	0	0	0	0	2
その他製造業	5	2	0	0	0	7
木材製品流通業	2	1	2	4	0	9
合計	16	7	2	5	1	31

区分	責任者が常に参加	責任者が時々参加	責任者以外が参加	参加したことがない	不明	合計
素材流通業	0%	100%	0%	0%	0%	100%
製材業	71%	29%	0%	0%	0%	100%
プレカット	50%	0%	0%	25%	25%	100%
合板製造業	100%	0%	0%	0%	0%	100%
その他製造業	71%	29%	0%	0%	0%	100%
木材製品流通業	22%	11%	22%	44%	0%	100%
合計	52%	23%	6%	16%	3%	100%

（7）合法木材推進活動全般に対する意見

- 「合法木材の価値が今まで明確ではなかったもので、それを明確にする取り組みが必要である。バイオマス発電で合法木材が含まれたので、今後利用価値が上がることを期待している」
- 「県の土木関係でも JAS は求められるが、合法木材を求められる機会は少ない。認識として、取り扱っているのは全て合法木材なので、いまさら合法木材を言う意味がどこにあるのかという気がする」
- 「国産材にはそもそも違法なものはないと考えているので、できるだけ簡略化してほしい」

- 「違法伐採材の流通ルートがわかればそれに近寄らないようにするが、それがわからないままにやっているの、少々ピンとこないところがある」
- 「合法木材であることを基本にして、他の認証制度を作れないか。全ての県産材認証に合法性を組み込めないか」
- 「納入先の大手ハウスメーカーでも、合法木材の調達ということでは過敏になっており、ハイリスク国からの輸入材は控えるようになりつつある」
- 「ラベリング（表示）制度を早急に立ち上げてほしい。現状ではあまりメリットがないため、脱退を考える事業者が増えている。信頼性・透明性が確保されている事業者を検査して、ラベリング事業者として認定すれば、一つの差別化となり、メリットが出てくる」

Ⅲ．合法木材の自主的モニタリング実施体制の検討

1．検討の経過

(1) 合法木材推進の活動は開始以降 7 年目を迎えたが、木材についても環境に配慮した各種の認証・認定制度が活動している中で、信頼性・透明性の確保がさらに要求される状況にある。このため合法木材の推進においても信頼性・透明性の確保・向上がこれまで以上に必要になり、これを担保するための認定団体及び認定事業者による自主的モニタリングの実施が欠かせない要件になってきている。

このため平成 24 年 9 月に開催された認定団体研修において、今後における自主的モニタリングの必要性についての説明を行うとともに、実施体制に関する素案のアウトラインとして下記の事項を提案した。

- ①年 1 回、認定団体が傘下の全認定事業者に対し、書面による活動実態に関するアンケートを実施し、問題がある場合は是正を指導する。
- ②一定の抽出率で認定事業者を抽出し、現場確認とともにヒアリングを実施し、問題がある場合は是正を指導する。
- ③合法木材推進活動のヘッドクォータを設立し、認定団体は①②の状況を含めた認定団体の活動状況をヘッドクォータに報告し、ヘッドクォータが認定団体の活動についてチェックする。

(2) 同年 10 月に開催された違法伐採対策・合法木材普及推進専門委員会において、上記の素案を示し意見を聴取したところ、「自主的モニタリングの実施は必要だが、認定団体に出来るだけ負担をかけないようにした方がよい」との意見が出された。

(3) 同年 11 月に上記素案のうち①②について全ての認定団体に発送し、意見を聴取した。回答のあったのは中央団体 11、県木連 37、県森連 18、素生協等 9 の 75 団体であった。

1) 自主的モニタリングについて

自主的モニタリングの必要性については、回答団体 75 のうち 38 団体(51%)が必要性を認めた。この他は「不必要」とするもの 13 団体(17%)、「その他」とするもの 23 団体(31%)となった。

なお、「モニタリングは不必要」とした 13 団体のうち認定事業者の多い 5 団体とはその後面談を行い、必要性があることの詳細を得た。

表Ⅲ－1 自主的モニタリングの必要性

区分	必要	不必要	その他	不明	計
中央団体	6	0	5	0	11
県木連	19	5	12	1	37
県森連	8	7	3		18
素生協等	5	1	3		9
合計	38	13	23	1	75
	51%	17%	31%	1%	100%

2) 認定事業者アンケートについて

(ア) 認定事業者アンケートの実施については、素案では「年1回、認定事業者全員を対象に実施する」としていたが、これについては8団体(11%)が「現状通りでも実施可能」とし、27団体(36%)が「実施するには努力が必要」、21団体(28%)が「素案どおりの実行は不可能」とした。

表Ⅲ－2 事業者アンケート実施の可能性

区分	現状通り可能	努力必要	不可能	その他	不明	計
中央団体	1	5	1	4	0	11
県木連	2	11	14	8	2	37
県森連	4	6	5	3	0	18
素生協等	1	5	1	2	0	9
合計	8	27	21	17	2	75
	11%	36%	28%	23%	3%	100%

(イ) 「素案通りの実行は不可能」としたものに対して、「全認定事業者を対象とするのではなく、どの程度の抽出率であれば可能か」との質問をしたところ、「抽出率50%なら可能」としたものが4団体(5%)、「抽出率30%なら可能」が13団体(17%)、「その他」としたものが11団体(15%)であった。なお、アンケートの実施の可能性について「その他」とした団体からも回答があり、「素案通りの実行は不可能」とした21団体以上の28団体からの回答になった。

表Ⅲ－３ 全認定事業者アンケートを不可能としたものが可能とする抽出率

区分	不可能としたものが 可能とするアンケート抽出率		
	50%	30%	その他
中央団体	0	0	1
県木連	2	7	9
県森連	0	5	1
素生協等	2	1	0
合計	4	13	11
回答団体75に対する比率	5%	17%	15%

３）ヒアリング調査について

ヒアリング調査の抽出率については、「抽出率 30%であれば可能」としたもの 9 団体（12%）、「抽出率 20%なら可能」としたもの 28 団体（37%）、「その他」が 30 団体（40%）となった。

また、「その他」とした 30 団体うち、14 団体（20%）は「抽出率 10%なら可能」とした。

表Ⅲ－４ ヒアリング対象事業者の抽出率

区分	30%	20%	その他	不明	計
中央団体	2	3	5	1	11
県木連	4	12	18	3	37
県森連	1	11	4	2	18
素生協等	2	2	3	2	9
合計	9	28	30	8	75
	12%	37%	40%	11%	100%

注)その他の合計30のうち14(19%)は抽出率10%であれば可能

４）会費等の徴収の現状と今後の方針

認定団体及び認定事業者による自主的モニタリングを実施することになると、当然のことではあるが、特に認定団体における労力、経費の増加が考えられる。しかし現状では、従来の報告書でも見てきたように、また本報告書に掲載した合法木材認定団体ヒアリング調査結果を見ても、これら認定団体の経済的基盤は大変脆弱である。

このため、これら認定団体に対しては「合法木材推進活動の実施のために、認定事業者から会費等の徴収を行っているのかどうか」、また「今後、認定団体及び認定事業者による自主的モニタリング制度を導入した場合、新たな経費の負担に対処するために、会費等の増額もしくは新たな徴収を検討しているかどうか」についての質問を行った。

(ア) 現在、合法木材の推進活動に関し、会費等（新規・更新の際の認定料等も含む）を徴収している認定団体は 36 団体（48%）、徴収していない認定団体は 37 団体（49%）でそれぞれ回答団体の半数を占めていた。

表 III - 5 合法木材推進活動のための会費等の徴収

区分	徴収している	徴収していない	不明	計
中央団体	6	5	0	11
県木連	27	9	1	37
県森連	0	17	1	18
素生協等	3	6	0	9
合計	36	37	2	75
	48%	49%	3%	100%

(イ) 自主的モニタリングを実施する場合、「新たに会費等の徴収を検討する」としたのは 13 団体（17%）、「増額を検討する」は 3 団体（4%）、「従来どおり」としたのは 47 団体（63%）であった。

(ウ) 「従来どおり」と回答した 47 団体のうち、「現在、会費等を徴収しており、今後も同額を徴収する」とするものが 27 団体（35%）であったのに対して、「現在、会費等を徴収しておらず、今後も徴収しない」とするものが 20 団体（25%）であった。

表 III - 6 合法木材推進活動のための会費等の徴収に関する今後の方針

区分	新たに徴収を検討	増額を検討	従来通り	その他	不明	計
中央団体(11)	2	0	9	0		11
県木連(37)	5	3	20	3	6	37
県森連(18)	5	0	11		2	18
素生協等(9)	1	0	8	0	0	9
合計(75)	13	3	47	4	8	75
	17%	4%	63%	5%	11%	100%

注) 今後の方針における「従来通り」については、現在徴収しているところ 27 (36%)
現在徴収していないところ 20 (27%)

(エ) 以上から、今後新しい体制に移行した時、会費等を徴収すると思われるのは「新たに徴収する」13 団体、「増額を検討する」3 団体、「今後も従来通り徴収する」27 団体の合計 43 団体（57%）と、全体の半分強にすぎないことがわかる。

5) 合法木材を取扱っていない認定事業者の割合

認定団体が人的側面及び財政的側面で余裕のない状況にある中で、彼等による自主的なモニタリング体制を構築するには、出来るだけ認定団体の手間・経費を省くことが必要になる。このため合法木材を取り扱っていない認定事業者を、モニタリングの対象から除外することを検討した。

これについては平成 25 年 2 月に、全国木材組合連合会が集計を行っている「平成 23 年度分合法木材団体別出荷量集計表」を基に推計を行った。しかし、この集計表の原データである「合法木材取扱実績報告」の中には、「合法木材の取扱量はない」とするものも含まれていることから、それぞれの認定団体に対し、平成 23 年度の取扱実績報告のうち、合法木材の取扱いの無かった事業者数の調査を依頼した（回答団体 65）。

この結果、この 65 認定団体の傘下の認定事業者のうち、取扱実績報告を提出していた認定事業者数は 4,933 であり、このうち 1,533 認定事業者が「合法木材の取扱いがなかった」として報告していたことがわかった。

このことから、認定事業者のうち、約 30% は合法木材を取り扱っていないと推測できる。

表 III - 7 合法木材取扱実績から見た「取扱なし」事業者数

区分	取扱報告提出 事業者 A	取扱実績なし 事業者 B	取扱実績あり 事業者 C=A-B
中央団体	3,888	1,361	2,527
県木連	376	92	284
県森連	343	42	301
素生協等	326	38	288
合計	4,933	1,533	3,400

2. 自主的モニタリングの実施体制（案）の検討

以上の調査に基づき作成した自主的モニタリング実施体制案は次のとおりであり、これは 25 年 3 月に開催された違法伐採対策・合法木材普及推進専門委員会及び違法伐採対策・合法木材普及推進委員会において基本的に了承された。

(1) アンケート調査

アンケート調査については、

- 「全認定事業者を対象とするのは不可能」だが、「抽出率 50% なら可能」としたのは 5% に過ぎず、「抽出率 30% なら可能」としたものの 15% と「その他」としたものの 17% とを合わせて 32% あったこと

○アンケート調査を郵送等によって実施すると、認定団体の人的負担、財政負担が重くなること

を考慮し、アンケート調査は郵送等によって行うのではなく、認定団体が開催する認定事業者研修の際に、ガイドラインに沿って合法木材を取り扱っているか（特に分別管理、出荷の際の伝票への記載、証明書発行、文書管理、研修会への出席など）といった、活動実態についてのアンケートを実施する。

なお、アンケートによってガイドラインを逸脱した行為があったことが認められた場合には、認定団体は是正に向けての適切な措置を講じることが必要になる。

また、信頼性・透明性の確保・向上を図るために、認定事業者研修においてはガイドラインの周知徹底とガイドラインの遵守に当たって、現場の日常活動において注意すべき事項についての指導・講習がこれまで以上に必要になる。

（２）ヒアリング調査

１）ヒアリング対象業者の抽出率

（ア）団体によって傘下認定事業者数や認定事業者の立地範囲に大きな違いがあることから、認定事業者数の多さによって抽出率を変える事も検討した。傘下事業者数のうち合法木材取扱事業者を算出（傘下事業者数×70%）し、この数値をもとに抽出率 20%、15%、10%で調査対象事業者数を計算したが、出来るだけ認定団体に負担をかけずに実施する必要があるため、要件を出来るだけ単純化し、抽出率を10%として統一することが望ましい。

表Ⅲ－８ 現場検査の対象事業者抽出率と対象事業者数

1認定団体あたり 傘下事業者数 (A)	合法木材取扱事業者数 (傘下事業者数×70%) (A×70%) (B)	抽出率別検査対象事業者数		
		B×20%	B×15%	B×10%
401～450事業者	315	63	47	32
351～400事業者	280	56	42	28
301～350事業者	245	49	37	25
251～300事業者	210	42	32	21
201～250事業者	175	35	26	18
151～200事業者	140	28	21	14
101～150事業者	105	21	16	11
51～100事業者	70	14	11	7
50事業者以下	35	7	5	4

さらに、

○自主的モニタリングに関するアンケートにおいて、ヒアリングの抽出率について回答を寄せた団体 67 のうち、80%が「全事業者に対し抽出率 10%までなら可能」としていること

○極力、認定団体の負担を軽くする必要のあること

などを考慮すれば、ヒアリングの抽出率は「合法木材の取扱い実績のある認定事業者の 10%」が妥当であると考ええる。

なお、調査対象の範囲を「全認定事業者」から「合法の木材取扱い実績のあった認定事業者」とすることで、認定団体の負担は素案に比べ軽減されることになる。

(イ) 従来実施してきたヒアリングは、合法木材の「取扱実態の把握」を目的にしていた。しかし、今後は信頼性・透明性の確保・向上を担保する一つの手段として、従来のような「取扱実態の把握」ではなく、「現場検査」として実施する必要がある。

このため、現場において認定事業者の分別管理の状況、合法木材出荷時の証明（伝票、証明書）の状況、書類整備・保管の状況を確認し、ガイドラインを逸脱した行為があった場合には、認定団体は是正に向けての適切な措置を講じることが必要である。

(ウ) 次回のガイドライン改訂時には、認定団体に対しては現場検査の実施、認定事業者に対しては現場検査受入の義務化を規定する必要がある。

(エ) 認定団体の担当者は「現場検査」のほかに、JAS 検査や県産材認証検査等で認定事業者を訪問した場合に、余裕があれば合法木材の取扱実態についても確認することが望ましい。

3. 自主的モニタリング実施体制（案）に対する専門委員会の意見

- (1) 合法木材推進活動における信頼性・透明性の確保・向上の必要性に鑑み自主的検査は必要である。
- (2) 全国団体のように認定事業者数の多く、また、地理的に対象範囲が広い場合には、検査に係る労力・経費の負担が大きくなることから、実施の際に何らかの対応が必要ではないか。
- (3) 認定事業者研修の際のアンケートの項目、現場検査での確認事項は統一する必要があるだろう。
- (4) 次回のガイドライン改定までは暫定期間とする必要があるだろう。
- (5) 次回のガイドライン改定の際には、抽出率まで記載する必要はないのではないか。
- (6) 法律として定めるのではないため、「義務化」という言葉は強すぎないかとの意見があったが、これに対しては林野庁より、『最低限、ここまでは行うべきである』との言い回しは必要であろう』との考えが出された。

4. 自主的モニタリングに対する認定団体の主な意見

(1) 自主的モニタリングの必要性

- 必要性は認めるが、自主的にやるには労力・経費等で困難がある。 (10件)
- 認定期間内に1回のヒアリングは必要である。 (2件)
- 可能な範囲で実施する。 (2件)
- モニタリングで何を把握するのかはっきりしない。 (2件)

(2) アンケート調査

- 傘下の認定事業者全てを対象に年1回実施すると、回収率が低くなる可能性がある。 (4件)
- 傘下の認定事業者全てを対象にする必要はないのではないか。 (2件)
- 「合法木材取扱実績報告」の提出時期に合わせ、内容が簡単なものであれば、実施可能ではないか。 (2件)
- 不可能ではないが、困難だと思う。 (2件)

(3) ヒアリング調査

- 抽出率10%なら実施可能である。 (4件)
- 職員数が少なくヒアリングの実施は困難である。 (3件)
- 地域の広さや認定事業者数に差があり、全国一律の抽出率には無理があるのではないか。 (2件)
- ヒアリング調査は必要がない。 (2件)

(4) モニタリング全般について

- 認定事業者がこのシステムをどれだけ理解しているのかを明らかにするには、ヒアリングが必要である。 (3件)
- 信頼性確保のために、積極的な実施が望ましい。 (2件)
- 認定団体の運用実態に合わせ、無理なく継続的に行うべきである。 (2件)
- 必要性は認めるが、経費の助成措置が必要である。 (2件)

5. 自主的モニタリングの実施に向けての提言

これまで本章の2節「自主的モニタリングの実施体制（案）の検討」、3節「自主的モニタリング実施体制案に対する専門委員会における意見」で述べてきた考え方や意見、また、I章「合法木材認定団体ヒアリング調査結果」、II章「合法木材認定事業者ヒアリング調査結果」さらには従来実施してきたモニタリング調査の結果を踏まえて、今後の自主的モニタリング実施に向けての考え方を、「アンケート調査」項目（案）及び「合法木材現場検査」確認事項（案）及び実施に当たっての注意事項」も含めて、提言として以下にまとめる。

（1）自主的モニタリングの種類

自主的モニタリングは①アンケート調査、②現場検査の2種類とする。

- ① アンケート調査は、認定団体が開催する認定事業者研修の際に、参加した認定事業者全員に対して実施する。
- ② 現場検査は、従来のような「取扱実態の把握」ではなく、「現場検査」として実施する。

毎年度の合法木材取扱実績報告を基に、取扱実績のあった認定事業者のうち10%を対象にして、認定団体が実施する。

認定事業者数が多く、また、認定事業者の所在が広範囲に渡る認定団体（特に全国団体）の場合は、各地域に存在する支部等に依頼し実施することも可能であるし、また、地域を区切って、順次、地域ごとに実施することも可能である。

（2）自主的モニタリングの内容

- ① アンケート調査は、後述するアンケート調査項目に従って実施する。

ガイドラインを逸脱した行為があった場合は、認定団体は当該認定事業者に対し是正を要求し、後日、是正されたかどうかの確認を行う。

- ② 現場検査においては、後述する現場検査確認事項に従って活動状況のヒアリングを行うとともに、分別管理現場の確認、伝票・証明書・ラベル等の確認、入庫・出庫・在庫を記録した管理簿の確認などを行う。

ガイドラインを逸脱した行為があった場合は、認定団体は当該認定事業者に対し是正を要求し、後日、是正されたかどうかの確認を行う。

(3) 「アンケート調査」項目(案)

- 1) どのような方針で合法木材を取り扱っているか
 - ①取扱木材の全てを合法木材にする
 - ②出来るだけ合法木材にする
 - ③要請のあったときだけ合法木材にする

- 2) 調達相手先が合法木材認定事業体であることを確認しているか
 - ①全ての調達相手先について確認している
 - ②確認しているところが多い
 - ③確認しているところは少ない
 - ④全く確認していない

- 3) 調達の際、合法木材であることが明記された伝票、合法木材証明書、森林認証材の場合はラベルなどによって、合法木材であることを確認しているか
 - ①全て確認している
 - ②確認することが多い
 - ③確認することは少ない
 - ④全く確認していない

- 4) 供給の際、合法木材であることが明記された伝票、合法木材証明書、森林認証材の場合はラベルなどによって、合法木材であることを証明しているか
 - ①全て証明している
 - ②証明する機会が多い
 - ③証明する機会は少ない
 - ④全く証明していない

- 5) 合法木材の保管に際し、どのような方法で分別管理をしているか
 - ①分別管理場所を特定し、保管している
 - ②合法木材はロット積みし、表示をして分別管理を行っている
 - ③梱包もしくは製品ごとにカード等を貼付(木口等の色分けを含む)して分別管理を行っている
 - ④全量合法木材なので、分別管理は行っていない

6) 文書管理はどのように行っているか

- ① 伝票から合法木材管理簿を作成し、入荷、出荷、在庫の管理を行っている
- ② 合法木材管理簿は作成しておらず、伝票綴りだけで管理している
- ③ 合法木材管理簿は作成しておらず、伝票も綴っていない
- ④ 全量合法木材なので、合法木材だけの文書管理はしていない

7) 伝票や合法木材管理簿などの文書（全量合法木材の場合は、通常の伝票や管理簿）は5年間保管しているか

- ① 5年間保管している
- ② 保管しているが、5年間ではない
- ③ 全く保管していない

8) 認定事業者研修への参加

- ① 分別管理責任者か文書管理責任者が、常に参加している
- ② 常にではないが、分別管理責任者か文書管理責任者が参加している
- ③ 分別管理責任者及び文書管理責任者以外の者が、常に参加している。
- ④ 常にではないが、分別管理責任者及び文書管理責任者以外の者が参加している
- ⑤ 誰も参加したことがない

(4) 「合法木材現場検査」確認事項（案）及び実施に当たっての注意事項

1) 調達の際の調達相手先が認定事業者であることをHPなどで確認しているか

- ① 全て確認している
- ② 確認することが多い
- ③ 確認することは少ない
- ④ 全く確認していない

○ 認定事業者である場合は、伝票、証明書、製品・梱包等に貼付され

たラベル（特に森林認証材の場合 以下ラベルとする）に記載された企業名と認定番号（森林認証材の場合は登録番号）が合致していることを確認しなければならない

- 森林認証材の場合、FSCでは全ての製品にラベル貼付が義務付けられているが、PEFC、SGECではラベル貼付は任意なので、ラベルが添付されていない場合は伝票や証明書で確認しなければならない。
- 認定事業者と非認定事業者が混在するときは、認定事業者をリスト化しておくことが望ましい。

2) 調達の際、合法木材であることを明示した伝票・証明書・梱包に貼付されたラベルで確認しているか

- ① 全て確認している
- ② 確認することが多い
- ③ 確認することは少ない
- ④ 全く確認していない

- 「調達相手先が認定事業者なので、全て合法木材であると認識している」という認定事業者が多いが、調達相手先が認定事業者である事が確認されても、そのときに納入された物品が合法木材であることの証明にはならない。
- 調達相手が認定事業者であることの確認と、調達物品が合法木材であることの確認は全く別の事柄である。
- 合法木材推進活動にとって必要なのは、納入された物品が合法木材であることを伝票・証明書・ラベルによって証明されているかを確認することである。その証明が確認されたことによって、調達された物品が合法木材であることがわかる。
- このため、調達の際の伝票・証明書・ラベルに、調達相手先の企業名、認定番号もしくは登録番号、樹種、品目、数量、また当該物品が合法木材である旨の文言が記載されてあるかを確認しているかをチェックすることが必要になる。
- 但し、森林認証のラベルの場合は、マークによって森林認証材であることが証明されているため、当該物品が合法木材である旨の文言の記載はなくてもよい。
- 「県産材認証の証明があるから、合法木材として扱っている」との

意見があるが、県産材認証制度は各県によって異なっており、県産材として認める際の定義に合法性が謳われているところとそうでないところがある。

- 認証県産材の定義に合法性が謳われている場合は、「認証県産材＝合法木材」となるが、合法性が謳われていない場合は、別途、合法木材の証明が必要になる。
- 原木市場においては、伐採届けの写しなどが必要になる。
- 記載事項が満たされていない場合、必要書類が送られてきていない場合には、調達相手先に要請するよう指導する必要がある。

3) 供給の際、合法木材であることを明らかにした伝票・証明書・ラベルを発行しているか

- ① 全て発行している
- ② 要望があった時だけ発行している
- ③ 全く発行していない

○ 合法木材とは、あくまでも「CoCの流れの中で、伝票・証明書・ラベルによって合法性が証明された木材」である。

○ 「要望があった時だけ発行する」とする事業者が多いが、合法性を証明する伝票・証明書・ラベルがあつて初めて合法木材であることが確認されるので、「要望がなかった」ことで伝票・証明書が発行されなければ、供給先においてその物品は合法木材とは認められないことになる。

○ このため、CoCの流れを断絶させないためにも、「要望があった時だけ」ではなく、「全て」に対し伝票・証明書を発行することが望ましい。

○ 伝票・証明書・ラベルには、調達の際に述べたように、当該認定事業者名、認定番号もしくは登録番号、樹種、品目、数量、当該物品が合法木材である旨の文言を記載しなければならない。

○ 当該物品が合法木材である旨の文言の記載については、当該認定事業者が取扱う木材の全てが合法木材であれば、その旨を伝票に印刷しておくことが可能である。

○ 但し、取扱う木材の全てが合法木材でない場合は、合法木材に対する伝票には、その都度、合法木材である旨をゴム印等で印字する必要がある。

- さもなければ伝票に「合法木材である」旨、「合法木材でない」旨の二通りの文言を印刷しておき、出荷する木材の状況に合わせてチェックする方法も考えられる。
- 調達相手先から受け取った、合法木材である旨記載した伝票・証明書を、そのまま当該認定事業者の証明として供給相手先に対し受け渡すことは認められない。あくまでも、伝票・証明書は当該認定事業者が作成・発行しなければならない。
- 素材生産業者の場合は、伐採届け等の写し等も添付する必要がある。

4) 分別管理方針書を制定し、分別管理責任者を選任しているか

ア) 入荷、出荷、加工、在庫において、合法木材とそうでないものとを混在させないために、分別管理方針書を定め、公表しているか。

- ①分別管理方針書は定め、公表している
- ②分別管理方針書は定めているが、公表していない
- ③分別管理方針書は定めていない（理由 ）

イ) 分別管理責任者を選任し、公表しているか

- ①分別管理責任者を選任し、公表している
- ②分別管理責任者は選任しているが、公表していない
- ③分別管理責任者は選任していない

○「調達相手先が全て認定事業体なので、全て合法木材であると認識している」との意見が多いが、「認識している」とことと「全量合法木材であることを確認している」こととは異なるので、全量合法木材であることが確認されない限り分別管理は必要であり、どのような方式で分別管理を行うのかを定めた分別管理方針書は制定しておかなければならない。

○分別管理業務の責任の所在を明らかにするために、分別管理責任者を選任しなければならない。また、信頼性・透明性確保のために分別管理責任者を公表することが望ましい。

5) 分別管理方針書に従い、分別管理が行われているか。

- ①分別管理場所を設定し、分別管理を行っている
- ②合法木材はロット積みし、表示をして分別管理を行っている
- ③梱包もしくは製品ごとにカードもしくはラベルを貼付（木口等の

色分けを含む)して分別管理を行っている

④いずれの方法によっても、分別管理は行っていない

④-1 全て合法木材なので、分別管理は行っていない

④-2 その他(理由)

○分別管理は合法木材が他の木材と混合しないよう、分別管理場所の設定、ロットへの表示、梱包・製品へのカード・ラベルの貼付等のいずれのかの方法で実施しなければならない。

○現場検査においては、原料置場、加工施設内、製品置場などにおいて、どのように分別管理がなされているかを、実地に確認する必要がある。

6) 分別管理責任者の活動状況はどうか

ア) 分別管理責任者は、入荷・出荷の際に伝票、証明書、ラベルに必要事項が記載されているか(特に伝票に合法木材である旨の記載があるか)を確認しているか

① 常時、確認している

② 常時ではないが、確認することが多い

③ 確認することは少ない

④ 全く確認していない

イ) 分別管理責任者は、分別管理方針書に沿って分別保管が適切になされているかをチェックしているか

① 常時チェックしている。

② 常時ではないが、チェックすることが多い

③ チェックすることは少ない

④ 全くチェックしていない

○分別管理責任者は、責任者として、入荷、出荷に際し伝票、証明書、ラベル等に必要事項が記載されているかを常時確認する必要がある。

○分別管理責任者は、責任者として、合法木材が合法木材でないものと間違ふことのないよう保管されているかについて、常時確認する必要がある。

○分別管理責任者は、文書管理責任者とともに、問題発生時には外部に対して説明できる体制を整えておかなければならない。

7) 文書管理は行われているか

ア) 合法木材の入荷、加工、出荷、在庫などの情報を把握・管理するため、文書管理方針書を定めているか

- ① 分別管理方針書を定め、公表している
- ② 文書管理方針書は定めているが、公表していない
- ③ 文書管理方針書は定めていない

イ) 文書管理責任者を選任し、公表しているか

- ① 文書管理責任者を定め、公表している
- ② 文書管理責任者は定めているが、公表していない
- ③ 文書管理責任者は定めていない

ウ) 伝票類の整理・保管するとともに、これら伝票に基づいて合法木材の入荷量・出荷量・在庫量を一覧できる管理簿を整備し、合法木材取扱実績報告などに活用するとともに、問題発生時に確認できるような体制がとられている

- ① 伝票、管理簿ともに整備・保管され、合法木材取扱実績報告などには伝票が活用されているとともに、問題発生時に確認できるような体制がとられている
- ② 管理簿は整備されていないが、伝票類は整理・保管されており、合法木材取扱実績報告などには伝票が活用されているとともに、問題発生時に確認できるような体制がとられている
- ③ 伝票類は整理・保管されているが、管理簿は整備されておらず、合法木材取扱実績報告などには伝票も活用されていないし、問題発生時に確認できる体制もとられていない
- ④ 取扱は全て合法木材なので、合法木材だけを取り出して伝票を整理・保管し、管理簿を整備することはしていない

エ) 文書類は5年間保管されているか

- ① 5年間保管されている
- ② 保管されているが5年間ではない
- ③ 保管されていない

○ 文書管理の成果は軽視されがちではあるが、合法木材の入荷、出荷、在庫を常に把握していることは必要である。

- 入荷・出荷・在庫を日頃把握し、これらの数量の整合性を確認することは、合法木材の取扱が適切に行われているかどうかをチェックするための材料になる。
- 合法木材取扱実績報告も、これら文書に基づいて作成されなければならない。
- 信頼性・透明性確保のためには、後日、何らかの問題が発生したときに直ちに対応することが必要になるため、それに対応できる体制を構築しておかなければならない。
- 取扱物品がいつ、どこから調達され、どのような処理（分別管理の方法等も含む）を経て、どこへ供給されたのかを、文書として常に明らかに出来るようにしておく必要がある。
- 文書管理業務の責任の所在を明らかにするために、文書管理責任者を選任しなければならない。また、信頼性・透明性確保のために分別管理責任者を公表することが望ましい。

8) 文書管理責任者の活動状況はどうか

文書管理責任者は、責任者として、合法木材管理簿等に入荷先、入荷量、出荷量、在庫量、出荷先が記載されているかをチェックするとともに、これらの数量の間に齟齬がないことを、確認しているか

- ①常に確認している
- ②定期的に確認している
- ③確認することは少ない
- ④全く確認していない

- 文書管理責任者は、文書上、当該社で取り扱った合法木材の流れを整理しておく必要がある。
- 文書管理責任者は、分別管理責任者とともに、問題発生時には外部に対して説明できる体制を整えておかなければならない。

9) 認定事業者研修への参加

- ①常に分別管理責任者か文書管理責任者が出席している
- ②分別管理責任者か文書管理責任者が時々出席している
- ③これ以外の者が常に出席している
- ④これ以外のものが時々参加している

⑤ 誰も参加したことがない

- 認定団体が主催する認定事業者研修は、合法木材推進活動を行う上での、様々な情報や注意事項等が伝達されるとともに、関連事項に関する講演なども行われるので、分別管理責任者及び文書管理責任者は出席する必要がある。
- 研修会での情報や注意事項などの内容は、出来るだけ関係者に伝達し、組織全体としてのレベル向上に寄与させることが望ましい。

IV. まとめ

1. 合法木材認定団体ヒアリング調査結果

(1) 今回ヒアリングの対象となった認定団体である県木連事務局の役職員数は平均 2.7 人であり、このうち合法木材推進活動に携わっているのは平均 1.7 人である。また、これら団体は県木連本来の事業の他に、合法木材推進も含む様々な事業を抱えており、認定団体は人的、また財政的に余裕がない状況にある。

(2) 審査委員会は全ての団体で設置され、適宜もしくは定期的に開催されているが、第 3 者委員の選任については選任していないところが多い。「必要性が認められない」、「討議内容が専門的すぎる」「第 3 者がいない方が動きやすい」などの理由はあげられているが、信頼性・透明性の確保の点からすれば第 3 者委員の選任が望ましい。また、合法木材推進の活動を木材業界だけでなく、他業種や一般消費者にまで拡大していくために、第 3 者委員として木材業界以外の者に参加してもらうことは意義があると考えられる。

(3) 多くの認定団体では、認定事業者の活動実態について、JAS 検査、その他の事案で認定事業者を訪問した際に合法木材についての情報収集を行っているところ、合法木材取扱実績を依頼する際に情報収集をしているところがある他は、特別に把握することはほとんどしていない。

(4) しかし、認定期間に 1 回のローテーションで傘下認定事業者の活動実態を把握するため、認定団体職員が多くの認定事業者を訪問し、分別管理・文書管理の実態を調査し、問題のある場合は改善に向け指導を行っているところもある。但し、このような活動を行っているところは、これまでのアンケート調査、ヒアリング調査の結果から見て、例外的なもののように考えられる。

(5) 全国木材組合連合会が開催する団体研修には、全ての認定団体が参加している。団体研修の内容は、認定団体が行う認定事業者研修において紹介されることが多いが、認定事業者研修の開催が数年に 1 度といったところでは、関連の会議の際、また、ニュースとして印刷物で紹介するといったところもある。また、団体研修のテーマとして、今後、現場に密着した課題・話題を取り上げてもらいたいとの意見がある。

これについては、昨年度の調査においても示されており、特に今後、信頼

性・透明性の確保を重視していく中にあるのは、現場作業での注意点などに関する研修や先進的な事例の紹介などが必要になる。

(6) 認定団体による認定事業者研修については、数年に1度開催しているところが多いが、開催していない団体もある。研修内容は団体研修の資料を利用するところが多いが、別途独自の企画を立てて、関係者に講演を依頼しているところもある。

(7) 認定団体が主催する認定事業者研修と全国木材組合連合会が主催する認定団体研修との間に、あまり関連性が見られない。認定団体研修も出来るだけ現場の要求を考慮したテーマの選択が望ましいし、また、認定団体も認定団体研修で示された注意事項や新しい動きなどについて、認定事業者に伝達して行く必要がある。

(8) 国産材については次のような意見が寄せられた。

- ① 国産材には違法伐採はないと考えているので、外材への対応に力を入れるべきではないか。
- ② 県産材認証で認められたものは、当然合法であろう。
- ③ 伐採届出制度に対する罰則をもっと厳格に執行すれば、合法木材推進活動で国産材を対象にする必要はなくなるのではないか。

(9) 県産材認証と合法性証明との関係は様々で、県産材認証の条件として合法性が含まれているところと、含まれていないところがある。このため県産材認証の条件として合法性が含まれていない場合でも、②で示した考えに基づいて「県産材認証を取得しているのだから、当然合法木材である」と考え、合法木材ガイドラインに則った確認・証明をしていない例がある。この点については、当該県の県産材認証の条件に合法性が含まれているかどうかを確認する必要がある、含まれていない場合は合法木材ガイドラインに沿った作業が必要になる。

(10) 認定団体傘下の未認定事業者及び行政、建築業界、DIY業界、一般消費者といった他の分野への働きかけはほとんど行われていない。合法木材の直接的な需要者である建築業界に対する働きかけは不可欠ではないか。

2. 合法木材認定事業者ヒアリング調査結果

(1) 調達方針として「全量合法木材にする」、「出来るだけ合法木材にする」としているところが多い。また、調達方針、供給方針ともに定めていないところもあるが、そういったところでの考え方としても、「全量合法木材にする」、「出来るだけ合法木材にする」が多い。

(2) 調達相手先が合法木材の認定事業者かどうかについては、確認しているところが多く、調達相手先から認定書の写しを受け取っているところもある。

(3) しかし、このような認定事業者の中には、「調達相手先が合法木材認定業者であるから、そこからの品物は全て合法木材である」と考え、入荷の際の伝票・証明書のチェックをほとんど行っていないところもある。これでは相手が合法木材認定業者であることは証明されても、その時、動いている品物が合法であるかどうかの証明にはならない。

(4) メーカーなどで、大口の販売先がある程度固定しているところでは、年度当初に合法木材であることを合意して供給しており、伝票・証明書は発行していないところもある。

(5) 出荷の際に常時、伝票・証明書で合法木材であることを明示しているところは、ほとんどない。販売相手先から要請があった時だけ、調達相手先から証明書を発行してもらい、自社の証明書をつけて要請のあった販売先に渡すということが行われている。このため、調達の際にも伝票・証明書で合法木材であることを明示している場合は少ないように思われる。

(6) 分別管理については、

○場所を決めて分別管理を行っている

○「調達相手先が合法木材認定業者であることから、そこからの荷物は全て合法木材である」との認識のもとで、分別管理を行っていない

○流通業者では入荷トラック単位でロットを作って伝票・コンピュータで管理するため、特別に場所を区分する必要はない

○合法木材として森林認証製品だけを分別管理している

などがある。

(7) 「森林認証材＝合法木材」であることから、輸入材において「早生人工

木材＝環境に配慮した材＝森林認証材に準じた木材」と考え、「人工木材＝合法木材」であると錯覚しているところがある。このため「合法木材」の定義、「森林認証材」の定義をはっきり認識させる必要がある。

(8) 国産材については、「国産材には違法伐採材はなく、全て合法木材である」との認識は極めて強く、「国産材の合法性を云々するより、もっと輸入材に対する対応を強化すべきだ」との意見もある。このためこの合法木材推進活動において「合法木材」とは何なのかを、さらに PR する必要がある。

(9) 現在のガイドラインだけでは、現場作業から見ると解り難いので、もっと現場作業に適したマニュアルがほしいとの意見もある。

3. 合法木材の自主的モニタリングの実施体制の検討

今後、合法木材の信頼性・透明性の確保・向上をさらに進めていくためには、合法木材認定団体及び認定事業者による自主的なモニタリングが必要になることを考慮して、合法木材認定団体及び認定事業者による新しい自主的モニタリング制度の検討を行い、今後は以下の2通りの方法が考えられることを示すとともに、今後の方向に向けての考え方を提言としてまとめた。

(1) アンケート調査

アンケート調査は、認定事業者がガイドラインに沿って合法木材を取扱っているか(特に分別管理、出荷の際の伝票への記載、証明書発行、文書管理、研修会への出席)など認定事業者の活動実態について、認定団体が開催する認定事業者研修の際に実施する。なお、ガイドラインを逸脱した行為があった場合には、認定団体は是正に向けての適切な措置を講じるものとする。

(2) 現地検査

従来ヒアリングを現地検査に変更する。現地検査は認定団体が信頼性・透明性の確保の手段として責任を持って実施するものとする。現場検査では「合法木材の入荷・出荷時の証明(伝票、証明書)の状況」、「分別管理の状況」、「文書整備・保管の状況」などについて認定事業者の活動現場に出向いてヒアリングを行うとともに現場確認、書類確認を行い、ガイドラインを逸脱した行為があった場合には、是正に向けての適切な措置を講じるものとする。

現地調査対象者の抽出率は「合法木材の取扱い認定事業者」の10%とす

る。しかし、全国団体のように認定事業者数が多く、また、地理的に対象範囲の広い場合には、検査に係る労力・経費の負担が大きくなることから、各地域に支部などが存在する場合は、これら支部等を通じて実施することも考えられる。また、全体をいくつかの地域に区切って、地域ごとに順次実施することも考えられる

なお、次回のガイドライン改訂時には、認定団体及び認定事業者として最低限要求される事項の一つとして、現認定団体に対しては現場検査の実施、認定事業者に対しては現場検査受入を規定する必要がある。

林野庁補助事業

平成 24 年度
合法木材証明のモニタリング等
に関する報告書

2013 年（平成 25 年）3 月

財団法人林業経済研究所

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-12-6 高関ビル 3A

T E L : 03-6379-5015 F A X : 03-6379-3210

U R L : <http://www.rinkeiken.org>